

『源平盛衰記』全釈（四 卷一 4）

著者	早川 厚一，曾我 良成，橋本 正俊，志立 正知
雑誌名	名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇
巻	45
号	2
ページ	54-86
発行年	2009-01-31
URL	http://doi.org/10.15012/00000415

『源平盛衰記』全釈(四—卷一—4)

早川厚一
曾我良成
橋本正俊
志立正知

サレバ清盛安芸の守¹ト申シ、時、保元々々年ニ左大臣謀叛ノ時、コトナル賞アリテ、³同年七月十一日、安芸云の守ヨリ播磨の守ニ移リ、⁴同八月十日任⁵太宰の大式⁶、平治元年信賴⁷の卿謀叛之時、勲功アリテ、⁵同年十二月廿二日⁸七日ニ、経盛伊賀守、⁶頼盛尾張守、宗盛遠江守、重盛伊予守、教盛越中守、基盛任⁷左衛門佐、永曆元年ニ三位シテ、拜⁸参議。同二年、右衛門の督、檢非違使の別当、権中納言ニ任ズ。長寛三年ニ権中納言ニ至リ、仁安元年任⁹内大臣。兼¹⁰兼官并¹¹饗¹²禄ナカリケレ共、忠義公ノ例トゾ聞¹³エシ。同二年ニ太政大臣ニ上ル。左右ヲ經ズシテ此位ニ至ル事、¹⁴九條大相国信長公ノ外、惣ジテ先蹤ナシ。大将ニアラネ共、兵杖ヲ賜テ、隨身ヲ召シ具シテ、執政ノ人ノ如シ。輦車ニ乘リテ、宮中ヲ出入ス。偏¹⁵ニ女御入内ノ儀式也。¹⁶太政大臣ハ、訓導之礼重ク、儀刑之¹⁷寄深ケレバ、地勢¹⁸大トイヘ共、賢慮¹⁹不足者、²⁰無²¹シ。輦當²²ニ其²³仁²⁴。雖²⁵天才高²⁶、政理²⁷不明²⁸者、猶非²⁹其³⁰器³¹。非³²其³³人³⁴、驥³⁵ベキ官³⁶ニアラザレドモ、一天³⁷ノ安危由³⁸身³⁹、万機⁴⁰ノ理乱在⁴¹掌⁴²ケレバ、不⁴³及⁴⁴子細⁴⁵。⁴⁶親子兄弟大國ヲ賜リ、兼⁴⁷官重職ニ任ジケル上、三品ノ階級ニ至ルマデ、九代ノ先蹤ヲ越⁴⁸ス。カク栄ヘケルヲユ、シキ事ト思ヒシ程ニ、清盛仁安三年十一月⁴⁹十一日、歳五十一ニテ、重病ニ侵サレ、為⁵⁰ニ存命⁵¹、⁵²忽⁵³ニ出家入道ス。法名⁵⁴静海。其⁵⁵験ニヤ、宿病立⁵⁶コロニ愈⁵⁷テ、天命ヲ全クス。人ノ從ヒ付⁵⁸事ハ、吹⁵⁹風ノ草木ヲ靡⁶⁰スガ如ク、世ノ普ク仰⁶¹グ事、フル雨ノ国土ヲ潤⁶²ニ異ナラズ。サレバ六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云⁶³テケレバ、花族モ英才モ面⁶⁴ヲ向⁶⁵カヘ、肩⁶⁶ヲ并⁶⁷ル人ナカリケリ。太政⁶⁸入道ノ小舅⁶⁹ニ平⁷⁰大納言時忠⁷¹の卿ノ常ノ言ニ、「此の一門ニアラヌ者ハ、男モ女モ尼・法師モ、人非⁷²人⁷³」トゾ被⁷⁴レ申⁷⁵ケル。係⁷⁶ケレバ、如何ナル人モ、相⁷⁷構⁷⁸テ其⁷⁹の一門其⁸⁰のユカリニムスボ、レントゾシケル。

【校異】1 〈蓬・静〉「ト」なし。2 〈近〉「申し時」、〈静〉「申しとき」。3 〈近〉「おなしきとし」。4 〈近〉「おなしき」。5 〈近〉「おなしきとし」、〈蓬・

静「年」なし。6〈蓬〉「頼経」。7〈近〉「左衛門のすけ」、〈蓬〉「左衛門佐に任しけり」、〈静〉「左衛門佐に任しけり」。8〈近〉「ゑもんのかみ」。
 9〈近〉「けんびいしのべつたう」、〈蓬〉「検非違使別当」、〈静〉「検非違使別当」。10〈近〉「任」なし。11〈近〉「かねせんし」、〈蓬〉「兼宣旨」、
 〈静〉「兼宣旨」。12〈近〉「ちうぎこうの」、〈蓬〉「中義公の」、〈静〉「忠義公の」。13〈近〉「ひたりみきを」。14〈近〉「九てうの」。15〈近〉「しん
 ちやうこうの」、〈蓬〉「信長公の」。16〈近〉「せんてうなし」、〈蓬〉「先蹤なし」、〈静〉「先蹤なし」。17〈近〉「給はつて」、〈蓬〉「給はりて」。18〈近〉「太
 政大臣」、〈蓬〉「太政大臣ハ」、〈静〉「太政大臣は」。19〈近〉「き」、〈蓬・静〉「寄」。20〈近〉「おほいなりといへとも」、〈蓬・静〉「大なりといへ
 とも」。21〈近〉「たらされは」、〈蓬〉「不足者ハ」、〈静〉「不足者」。22〈近〉「あたらす」、〈蓬・静〉「あたる事なし」。23〈蓬〉「不明者は」。
 24〈近〉「きに」、〈蓬〉「器に」、〈静〉「器に」。25〈近〉「その人にあらずして」、〈蓬・静〉「その人にあらずしては」。26〈蓬〉「官には」、〈静〉「官
 ニハ」。27〈近〉「たな心のうちに」。28〈近〉「しんし」、〈蓬〉「親子」。29〈近〉「ぢうしよくに」、〈蓬・静〉「重職に」。30〈近〉「かいきうに」、〈蓬・
 静〉「階級に」。31〈近〉「せんしよを」、〈蓬・静〉「前蹤を」。32〈蓬〉「越」。33〈蓬・静〉「事に」。34〈蓬・静〉「十一日に」。35〈近〉「忽ニ」
 なし。36〈近〉「じやうかいといふ」。37〈近〉「またうす」。38〈近〉「ハ」なし。39〈近〉「一かの」、〈蓬〉「一家の」、〈静〉「一家の」。40〈近〉「む
 かひ」。41〈近〉「こしうとに」、〈蓬〉「兄公に」、〈静〉「兄公ニ」。42〈蓬〉「大納言」の右に「兵部大輔時信子」と傍記。43〈近〉「こと葉に」、〈蓬〉
 「こととはに」、〈静〉「言に」。

【注解】○サレバ清盛安芸守ト申シ、時、…以下、清盛が安芸守任
 官（仁平元年（一一五一）春頃。五味文彦四九頁）後、諸官を経て太
 政大臣にまで昇り詰めるまでを簡潔に記す。諸本にも同様の記事があ
 るが、〈盛〉では、この前に、清盛の大威徳法修法、吒天法修法、清
 水寺詣のことなどが記され、直前には「鼠ハ大黒天神ノ仕者也。此人
 ノ榮花ノ先表タリ。威勢ハ大威徳天・福分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也」
 （一―四〇頁）とあったように、大威徳天法や吒天法の利生により、
 清盛は、異例の昇進を遂げたと読める。事実、この後平家の繁栄を記
 した末に、再び「是ハ偏ニ大威徳明王ノ御利生ニヤト覚タリ」（一―
 五三頁）としている。これに対して、〈鬪〉は、「吾身榮華」の後に、
 〈延・長・覚〉は、太政大臣昇進記事の後に、「平家かやうに繁昌せら
 れけるも、熊野権現の御利生とぞ聞えし」（〈覚〉上―二二頁）として、

鱷説話が続く。さらに〈長〉は、これまでに見たように、大威徳天法
 の記事は欠くが、〈盛〉と同様に、吒天法修法のことなどは記してい
 た。すなわち、清盛の繁昌を熊野権現の利生とする〈延・覚〉、さら
 にそこに清盛の吒天法修法説話を加えていた〈長〉に対して、〈盛〉
 は大威徳天・吒天の利生として物語を作り替えていると言える。この
 箇所以外に、〈盛〉が特に熊野信仰を避けた叙述は見られないが、こ
 こでは、大威徳天・吒天信仰と平家の繁栄を明確に関連づけようとし
 たために、鱷説話を省くことになったものと考えられる。次に、〈盛〉
 の清盛昇進記事の詳細さを、諸本記事を対照することにより検証して
 みよう。

傍線を付したものは、史実に対して誤りのある記事。

	〈盛〉	〈四〉	〈鬪〉	〈延〉	〈長〉	〈南〉	〈屋〉	〈寛〉
保元元年7・11 播磨守	保元元年 播磨守	保元元年 播磨守	保元元年 播磨守	保元元年 播磨守	保元元年 播磨守	保元三年 播磨守	保元元年 播磨守	保元元年 播磨守
保元元年8・10 太宰大式	保元三年 太宰大式	保元三年 太宰大式	保元元年冬 太宰大式	保元三年冬 太宰大式	保元三年 太宰大式	保元三年 太宰大式	保元三年 太宰大式	保元三年 太宰大式
永暦元年 正三位	永暦元年 正三位	永暦元年 正三位	永暦元年 正三位	永暦元年 正三位	永暦元年 正三位	永暦元年 正二位	永暦元年 正三位	永暦元年 正三位
参議	(宰相)*1	(宰相)	(宰相)	(宰相)	(宰相)	(宰相)	(宰相)	(宰相)
永暦二年 右衛門督*2 檢非違使別当	衛府督 檢非違使	衛府督 檢非違使	衛府 檢非違使	衛府督 檢非違使	衛府督 檢非違使	衛府督 檢非違使	衛府督 檢非違使	衛府督 檢非違使
權中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言	別当 中納言
長寛三年 權大納言			大納言				大納言	大納言
仁安元年 内大臣	内大臣	内大臣		内大臣	内大臣*3		内大臣	内大臣
仁安二年 太政大臣	太政大臣	太政大臣		太政大臣	太政大臣	太政大臣	太政大臣	太政大臣
	従一位				従一位		従一位	従一位

(* 1 〈盛〉は、参議任官を永暦元年のこととして記すが、〈四・鬪・延・長・南・屋・寛〉は、参議以降の任官年をいづれも記さない。そのため括弧に入れた。
* 2 右衛門督任官は、永暦元年のこと。* 3 〈屋〉「至承相之位」不「経左右」とある)

清盛の播磨守任官は、保元元年七月十一日(補任)、『兵範記』、太宰大式任官は、保元三年八月十日(補任)、『兵範記』等、正三位叙位は、平治二年(永暦元年)六月二十日(補任)、参議任官は、永暦元年八月十一日、右衛門督任官は、永暦元年九月二日(補任)、『山槐記』、檢非違使別当任官は、永暦二年二月二十三日、權中納言任官

は、永暦二年九月十三日、この後、中納言を経ることなく、長寛三年八月十七日に任權大納言(補任)、内大臣任官は、仁安元年十一月十一日(補任)、太政大臣任官は、仁安二年二月十一日、同日従一位叙位(補任)、『玉葉』等。以上から明らかのように、〈盛〉は、播磨守・太宰大式任官の日付まで記し、宰相以降の任官年も記す。他本は、「打継、宰相、衛府督、檢非違使別当、中納言二成テ、承相ノ位ニ至リ、左右ヲ不経、内大臣ヨリ大政大臣ニ上ル」(〈延〉二三才)と官職名を列挙するのみ。さらに、平治の乱後の一門の昇進、また内大臣任命時に兼官旨・饗禄がなかったことを間に挿むのも、〈盛〉のみである(後項参照)。〈盛〉は清盛昇進記事について、より具体的に、

に、考証的に改変を試みているといえる。○保元々々年二左大臣謀叛ノ時(四・鬪・延・長・盛・南・寛)は、いづれも保元の乱を、左大臣頼長の謀反とする。そうした乱観は、次項に見る、平治の乱を、信頼の謀反とする(延・長・盛・寛)のあり方に重なる。これに対して、〈屋〉は、「主上上皇御代ヲ諍ハセ給シ時」(八才)と、後白河天皇と崇徳院の御国争いと捉える。同時代史料の『兵範記』は、「上皇・左府同心発軍、欲奉傾国家」(保元元年七月五日条)、後の編纂物とはなるが『百練抄』は、「新院(崇徳)・左大臣(頼長)等有謀反之間」(保元元年七月十一日条)と、共に崇徳院と頼長の謀反と捉える。〈屋〉のように、御国争いと捉えるのが、『保元物語』の他、慈光寺本『承久記』、『撰集抄』(讃州白峰之事)、『保暦間記』(日下力三二二頁)。○平治元年信頼卿謀叛之時 平治の乱を、信頼の謀反とするのが、〈延・長・盛・寛〉。これに対して、〈四・鬪・南・屋〉は、「平治元年右衛門督信頼卿左馬頭義朝々臣謀叛時」(四)と、信頼と

義朝の謀反とする。〈盛〉では、他に「去平治元年右金吾信頼謀叛之時」（2—382頁。〈延・長〉同。〔義朝は〕平治二悪衛門督信頼卿ノ語ヒニヨリ、不意蒙勅勘問」（5—441頁。〈延〉同。〔夜、右衛門督信頼卿・前下野守義朝等謀反〕（『百練抄』平治元年十二月九日条）。○同年十二月廿七日ニ、経盛伊賀守、頼盛尾張守、宗盛遠江守、重盛伊予守、教盛越中守、基盛任左衛門佐 平治の乱後の平家一門の勲功を挙げるのは、〈盛〉のみで、他の諸本は、翌永暦元年に、清盛が正三位に昇進したことを記す。『平治物語』諸本も、この時の除目記事を記す。「さる程に、平家、今度の合戦の勸賞おこなはる。大式清盛の嫡男左衛門佐重盛、伊与守に任ず。次男大夫判官基盛は、大和守に任ず。三男宗盛、遠江守に任ず。清盛舎弟三河守頼盛、尾張守になる。伊藤武者景綱、伊勢守になる」（二類本。新大系二一九頁）。平治元年十二月二十七日の除目によるそれぞれの任国は、経盛は、〈補任〉嘉応二年項に伊賀守（勲功）、頼盛は、〈補任〉仁安元年項に尾張守（勲功）、宗盛は、〈補任〉仁安二年項に遠江守（勲功）、重盛は、〈補任〉の長寛元年項に伊予守（勲功）、教盛は、〈補任〉の仁安三年項に越中守（勲功）と、〈盛〉の記載どおりに確認できる。一類本『平治物語』が記す基盛の大和守任官は、前年の保元三年八月五日のことで、同年十二月二十九日には、淡路守に移っている（『兵範記』『山槐記』。基盛の左衛門佐は、『平安遺文』（〇三三三八、「後白河院庁下文」永暦二年（一一六一）二月二十六日）に、「越前守兼左衛門佐平朝臣」として所見でき、それ以前のことと確認できる。経盛以下の任官が〈補任〉で確認できることから、基盛の左衛門佐任官も正しいだろう。なお、清盛の弟、清盛の子供の順に記せば、経盛・

教盛・頼盛、重盛・基盛・宗盛の順になるはずだが、〈盛〉には、混乱が見られる。○永暦元年正三位シテ、拜参議（〈盛〉では、この前に、経盛以下一門の人々の勲功を挙げることににより、正三位になるものであることも分かりにくくなっている。前項に見た記事を増補した際の不手際と見られよう。「平清盛（四十三）六月廿日叙二階。元正四位下。太宰大式如元。行幸六波羅賞」。八月十一日任三木（大式如元）（〈補任〉永暦元年）。このように、清盛への、平治の乱の際の六波羅行幸に対する恩賞は、翌年（永暦元年）六月まで遅れた。元木泰雄は、「清盛に対する恩賞が六月まで遅れた原因は定かではないが、親政派との対立等、政治混乱の継続も関係したのかもしれない」「おそらく、清盛は勲功の賞をいったん彼ら（引用者注、重盛など）に譲ったのであろう」とする（六五・六六頁）。なお、清盛の、正四位下から、従一位までの昇進は左のとおり。摂関家の基房・兼実の場合と比較する。

	正四位下	従三位	正三位	従二位	正二位	従一位
清盛	一一四六		一一六〇	一一六二	一一六六	一一六七
基房	一一五七	一一五七	一一五七	一一五八	一一五九	一一六七
兼実			一一六〇	一一六〇	一一六二	一一七四

「清盛の昇進のスピードは従四位上以後にぶりはじめるが、それまでは大・中納言の公達なみの昇進」（高橋昌明①一二八頁）であった。確かに、正四位下から正二位までの清盛の昇進のスピードは、摂関家の基房や兼実に敵わないが、従一位への昇進は、摂関家をも凌いでい

る。○長寛三年二権大納言ニ至リ 武士や諸大夫の身分の者が大納言にまで昇ることは鳥羽院政の時代まではなかった。例えば、諸大夫の例として、陽明文庫本『平治物語』は、鳥羽院が、寵臣であった中納言藤原家成を大納言に昇進させようとして、諸卿から「諸大夫の大納言になる事は、たえてひさしく候。中納言にいたり候だにも罪に候物を」(新大系一五〇頁)と反対され、これを断念したとの逸話を記す。二条天皇の時代になって顕頼の子光頼が大納言に昇進して前例は破られていたが、清盛の大納言への昇進は破格であり、多くの反発があったと思われる。清盛が大納言に任じられたのは、二条天皇の死と幼い六条天皇の存在が政治の不安をもたらし、社会に動揺を与えたことから、朝廷の政治を支える意味があったか(五味文彦一七一頁)。○仁安元年任内大臣 清盛の内大臣任官の詔に「正二位行権大納言平清盛朝臣、勲勞久積、安全社稷、其功振古少比類、無酬賞、可有_止、殊_殊内大臣_乃官_任賜_命」(『兵範記』仁安元年十一月十一日条)とあるように、国家の安全を担った功績が評価されての内大臣任官であった。内大臣拝賀の儀式は盛大に行われた(『兵範記』仁安元年十一月十六日条)。○兼宣旨并饗禄ナカリケレ共、忠義公ノ例トゾ聞エシ これまで近衛大将を兼ねない者が、大臣に任じられたことはなかった。しかし、大納言時に大将を兼ねていない清盛が、内大臣に任じられた。さらに、内大臣になるに際して、兼宣旨(前もって大臣に任じられる日を知らせる宣旨)と饗禄(任大臣の祝宴)もなかった。まさに異例づくめの任官であった(高橋昌明②六三頁)。それが忠義公藤原兼通の先例によることを記すのは(盛)のみ。(補任)仁安元年(一一六六)に、「十一月十一日任、無兼宣旨饗禄事、依忠

義公例也」とある。『兵範記』仁安元年十一月十日条に、「明日可有_任大臣事、但新任丞相不可_被儲饗禄、被_尋先例之処、(中略)堀河殿兼通、不被_行大饗ニ云々」として、饗禄が行われなかったこと、その先例に兼通があることが記される。当時中納言であった兼通は、長兄の摂政太政大臣伊尹の死により、天禄三年(九七二)十一月二十七日、権中納言から、大納言を経ず内大臣となり、同日に関白となったことが、『親信卿記』等により知られる。(盛)卷十二「高博稲荷社琵琶事」にも、「昔堀川関白忠義公(兼通)、従三位権中納言ニテオハシケルガ、一條摂政殿失給タリシニ、天禄三年十一月廿七日ニ、俄ニ大納言ヲへ給ハズ、中納言ヨリ内大臣ニ成給テ、内覧ノ宣旨ヲ被_下タリシコソ珍キ事ト人思ヘリシニ」(2—二五三—二五四頁)とある。○同二年ニ太政大臣ニ上ル 名誉職の感のある太政大臣ではあるが、元木泰雄は、清盛は、「太政大臣の権威と皇胤としての認知を得たあと、早期に太政大臣を辞し、院やかつての信西らと同様に、自由な立場で政治的な活動を行おうと考えていたのではないだろうか」(八二頁)と積極的に捉える。○左右ヲ経ズシテ此位ニ至ル事、九條大相国信長公ノ外、惣ジテ先蹤ナシ (盛)の独自本文。承暦四年(一一八〇)八月十四日、藤原信長は内大臣より太政大臣に昇進している。内大臣から太政大臣に昇った例として、清盛後には、花山院忠雅や藤原師長がいる(五味文彦一七八頁)。○大将ニアラネ共、兵杖ヲ賜テ、隨身ヲ召具シテ、執政ノ人ノ如シ 「太政大臣清盛(元内大臣)、賜兵杖(府生已下)、如執政臣、蒙輦車宣旨、叙一位」(『玉葉』仁安二年二月十一日条)。摂関や大臣大将、納言及び参議で大将を兼ねる者は、兵杖宣下を受け、隨身を許された。摂関の隨身の

人数は、府生二人、番長二人、近衛六人の計十人。に対して、大臣大將は、府生一人、番長一人、近衛六人の計八人だが、清盛の場合は、「以左右近衛府生各一人、近衛各四（三イ）人為隨身」（補任）仁安二年」と、まさに「執政ノ人」と対等の処遇であった。○輦車ニ乗テ、宮中ヲ出入ス（闕・屋）同。（四・延・長・南・寛）は、「牛車・輦車ノ宣旨ヲ蒙テ、乗ナガラ宮中ヲ出入ル」（延・二三ウ）のように、「牛車・輦車の宣旨」を蒙ったとする。『玉葉』仁安二年二月十一日「今日任大臣、太政大臣清盛（元内大臣）、賜兵杖（府生已下、如執政臣）、蒙輦車宣旨、叙二位」。『山槐記』同日「今日宣下事、尋取大外記類業記之、……太政大臣平朝臣宜聽乘輦車入於宮中者」。同時に、牛車の宣旨を蒙ったことについては確認できない。〈盛〉はここでも史実に忠実に記している。『世俗淺深秘抄』上に「大略先聽輦車、後聽牛車尋常事也。直聽牛車事、執政之外、頗不分明」（群書 三六一四七〇頁）とあり、通常は「輦車」↓「牛車」の順で聽されるが、執政の場合は「直に」牛車が認められたようである。太政大臣藤原実行の牛車について「先例多先聽輦車後、聽牛車」という問題提起がなされ、その結果、鳥羽法皇が「非執政臣、先聽輦車、後聽牛車、是定例也」と語っている。撰闕でなければまずは輦車が聽されるということが院によって「定例」と意識されていることがわかる。○偏ニ女御入内ノ儀式也（盛）の独自本文。皇后・中宮・女御は、輦車の宣旨を受け、宮中の宿慮までの出入が許された。また、清盛の妻も輦車の宣旨を蒙っていて、ここではそのことを指しているかと考えられる。『山槐記』治承三年正月二十三日条に「今夜中宮母儀、二品（尼）参内（閑院）被蒙輦車宣旨、兼不

被仰上卿、為内侍宣畢、臣下輦車儀予密々立車於三條大宮見物」とあるように、清盛の妻の二位尼は、内侍宣により輦車による参内が認められた。女御入内の輦車については、長徳二年十一月十四日に承香殿の女御藤原元子とその母が参内の際に、「初参内（承香殿）仰手車、母氏天曆盛子内親王、同車被参、仍仰之」（『日本紀略』）とあるように認められている。二位尼もこのような女御の母の前例にならい許可されたものと思われる。女性の輦車宣旨は、承和十四年正月の宣旨で典侍当麻真人浦虫子が「賜手車、永聽出入」とされたのが古い例である（『西宮記』臨時一裏書）。このほか、関白忠通の北の方が輦車宣旨を賜る折に、承保元年八月の「京極北政所」が輦車宣旨を賜った前例が引かれている（『知信朝臣記』大治五年正月四日条）。

○太政大臣ハ、訓導之礼重ク、儀刑之寄深ケレバ 諸本はここで『令義解』「職員令」を引き、太政大臣が則闕の官であることを記す。「太政大臣は、一人に師範として、四海に儀けいせり。国をおさめ、道を論じ、陰陽をやはらげおさむ。その人にあらずは則闕けよといへり」（寛）上（一一頁）。これに対して、〈盛〉は、『本朝文粹』卷四、菅原文時の「為忠義公辞職第一表」（藤原兼通が太政大臣昇進を辞退する表）にある、太政大臣の職の重さを述べた句「太政大臣者、有徳之選也。訓導之礼重又崇、万乘従此化盛。儀形之寄深弥大、四海由是風清」（新大系一八八頁）に拠るか。次項参照。○地勢大トイヘ共、賢慮不足者、無当其仁。雖天才高、政理不明者、猶非其器『本朝文粹』卷五、大江朝綱の「為清慎公辞右大臣第三表」（藤原実頼が右大臣昇進を辞退する表）にある、大臣の職の重さを述べた句「地勢雖高、人望不足者、無当其仁。天才雖大、政理不明者、

難入其選」(新大系一九六頁)に拠るか。○一天ノ安危由身、万機ノ理乱在掌ケレバ『和漢朗詠集』(下・帝王・六五五)の「四海安危照掌内、百王理乱懸心中」がもとの形だが、「四海安危照掌内」摩^ル民^ヲ清練不挟百王、理乱懸心中」(『澄暉作文集』四〇七頁。『中世文学の研究』所収)のように、唱導でも使われる。○親子兄弟大國ヲ賜リ 清盛の縁者の内、平治の乱後、仁安三年までに、大國(十三カ国)の国守になったことが確認できるのは、知盛(武蔵守、永暦元年二月二十八日補)・通盛(常陸守、永万元年十月二日補)・資盛(越前守、仁安元年十二月三十日補)の三名。○兼官重職二任ジケル上、三品ノ階級ニ至ル 清盛の縁者の内、仁安三年の時点で、三位以上で兼官の者は、重盛・時忠・宗盛・教盛・頼盛の五人。○九代ノ先蹤ヲ越 新大系『平家物語』(上―十二頁)は、巻一「祇園精舎」に「一品式部卿葛原親王、九代の後胤讃岐守正盛……」とあることから、この「九代ノ先蹤」を、「葛原親王から正盛まで九代にわたる前例」と解するが、「平姓を賜った高望王から清盛までをいう」(旧大系『平家物語』上―九十頁)と解するのが良いだろう。○清盛仁安三年十一月十一日…(四・闕・延・長・覚)同、(南)「十一月十二日」、(屋)「二月廿一日」。二月十一日が正しい。「二月十一日依病出家(五十一)」。法名清蓮。改名浄海(補任)仁安三年冬。正安二年(一一三〇)に昌詮の撰した『性空上人伝記遺続集』に「平家物語云々、仁安三年十一月出家法名浄海ト云々。願文者九月也、又法名清蓮ナリ、仍旁不審ナリ」とある(落合博志)。清盛の出家を「十一月」とする誤りが、『平家物語』生成のかなり早い段階から生じていたことが明らかとなる。○法名浄海(四・闕)法名不記。(延)「法名清蓮ト申ケルガ、

程ナク改名シテ浄海ト云、(長)「法名聖蓮、程なく改名して浄海とがうす」、(南)「法名浄海トコソ名ノラレケレ」、(屋)「法名ハ浄海トコソ名乗ラレケレ」、(覚)「法名は浄海とこそ名のられけれ」。(延・長)のみ改名前・後の法名を挙げる。(補任)仁安三年条に「法名清蓮。改名浄海」とする。(延・長)は、「程ナク改名シテ」とするが、『性空上人伝記遺続集』が引く一切経会の願文の署名に「仁安三年九月廿三日 沙弥清蓮」とあることから、浄海への改名はそれ以後のことと考えられる(落合博志)。さらに『遺続集』撰者昌詮は、前項に引いた記事に見るように、『平家物語』を引用し、署名の「清蓮」と一致しないことを不審とする。ここで引用される『平家物語』には、改名後の「法名浄海」しか記されていないようであることから、落合は「昌詮の参照した本は、当該部分に関しては『盛衰記』や覚一本の形と大差なかったと想像しても差支えない」とも指摘する。さらに『遺続集』の「平家物語」は、「書名を示して詞章を掲げた例としては知られる限りで最も早いものであり、その意味で一応注目されてよいであろう」(七二頁)とする。○世ノ普ク仰グ事、フル雨ノ国土ヲ潤ニ異ナラズ 人々の清盛を敬慕する様を言うとするならば、それは、「無実の称讃でしかない」(『評講』上―二九頁)。ここは、「世ノ普ク仰グ事」とあるように、人々が羨望のまなざしで仰ぎ見る程の平家の栄華の様を言うか。なお、(延)に「当時平家ノ繁昌スルヲ見ルニ、吹風ノ草ヲ摩カシ、降雨ノ壤ヲ砕クニ似タリ」(二―四三ウ―四四オ)との用例が見られる。○六波羅殿 史料類に清盛を指す「六波羅入道」(『山槐記』治承二年六月二十八日条)等の呼称は見られるが、「六波羅殿」の呼称は未見。「平家」の呼称とも考えられるが(『屋』の該

当記事「平家（一家之公達）、清盛を指すと見て良かるう。「是ハ丹

左衛門尉基安ト申者ニ侍ル。六波羅殿ヨリ赦免ノ御教書候。丹波少将

殿ニ進上セント云」（盛）2—61頁）。○英才（四・闘）「栄雄」、

〈延・長・屋〉「英雄」、〈南〉「エイヨウ」、〈寛〉「栄耀」。「当家させる

英才にあらね共」（金刀比羅本『平治物語』。大系本二二頁）。○

此一門ニアラヌ者ハ、男モ女モ尼・法師モ、人非人（四）「非」此。

一門ニ之者有ケル男モ女モ法師モ人非人也ト、〈闘〉「非」此一門ニ者モ

女モ尼モ法師モ人非人也ト、〈延〉「此一門ニ非ザル者ハ男モ女モ法師

モ尼モ人非人タルベシ」、〈長〉「此一門にあらざらんものは、男も女

【引用研究文献】

*落合博志「鎌倉末期における『平家物語』享受資料の二、三について―比叡山・書写山・興福寺その他―」（軍記と語り物二七号、一九九一・3）

*日下力「保元物語と平治物語の位相―『平治』から『保元』へ―」（日本文学協会編『日本文学講座4・物語小説I』大修館書店一九八七・5。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用頁は後者による）

*五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九一・1）

*高橋昌明①『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10。引用頁は後者による）

*高橋昌明②『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

*元木泰雄『平清盛の闘い 幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・2）

かがわらば

禿童

1 呉王 2 好 3 劍客 4 多癩瘡 5 楚王 6 好 7 細腰 8 宮 9 中多餓死 10 城中 11 好 12 廣眉 13 四方 14 且半額 15 城中 16 好 17 大袖 18 四方用 19 定帛 20 云事アリ。サレバ烏帽子ノタメ様、衣紋ノカ、リヨリ始メテ、何事モ六波羅様ト云テケレバ、天下ノ人、皆字レ之ニ随ヒ之ニケリ。

如何ナル賢王 聖主ノ御政ヲモ、撰政 閔白ノ成敗ナレドモ、何トナク世ニアマサレタル 徒者 14 ナンドノ 謗リ 15 傾申事ハ、常ノ習ヒゾカシ。サ

レドモ此ノ入道ノ世ノ 間ハ、聊モ 勿 緒ニ申者 16 ナカリケリ。其故ハ、入道ノ 計ヒニテ、十四五、若シハ十六七 計リナル 童部ノ 髪ヲ 頸ノ 廻リニ

切りツ、三百人被^レ召仕^ハ一ケリ。童^ニモ非^ズ、法師^ニモ非^ズ、コハ何者^ノ20 兒ヤラン。一色^ニ長絹^ヲ直垂^ヲキル時^ハ、²¹ 褐^ノ布袴^ヲキセ、一色^ニ緹物^ノ直垂^ヲ著^ル時^ハ、²² 赤キ袴^ヲ23 キセ、梅ノ楯^ノ三尺計^リナルヲ、手モト白ク汰^テ右^ニ持^チ、²⁴ 鳥^ヲ一^羽ツ、²⁵ 鈴^付ノ羽^ニ26 赤符^ヲ付^ケテ、左^ノ手^ニスヘサセテ、²⁷ 面^々ニモタセテ、明^ケテモ暮^レテモ、遊行^セシム。是ハ靈鳥^頭ノミサキ者^トテ、²⁸ 大会^宴ノ珠童^ヲ学^バレタリ。又ハ耳聞^也。「モシ静海ガアタリニ意趣^{アラ}バ、²⁹ 忽^チ緒^ニ云^フ者^{アル}ベシ。其^ノ者^ヲバ²⁸ 聞^キ出^ダシテ、申^シモ上^ゲヨ。相^互尋^ハントノ給^ヒケレバ、京中^ノ條里[・]少路[・]門^々・30 戸^々、耳^ヲ峙^テ、思^フモ思^ハヌモ、其^ノアタリノ事^ヲ云^フバ²⁸ 聞^キ出^ダシ申^シケレバ、咎^ナキアタリヲモ多^ク損^ジケリ。最^モ冷^クゾ在^リケル。不^祥トモ愚^カ也。

入道殿^ノ禿^ト云^ヒケレバ、京中^ニハ³³ 又^モナキ高家^ノ者也。³⁴ 九重^白川^ノ在^リ家人^多ク大事^ヲシテ、³⁵ 子孫^ヲ禿^ニ入^レケレバ、三百人^落中^ニ36 充^満タリ。世^ヲ越^ル馬[、]牛[、]38 車[、]宜^シ興[・]車^モ道^ヲ39 ヲキテゾ通^リケル。適^次逢^ハ、御^幸行^幸ニ参^リ会^{タル}様^ニテ、手^ヲツキ腰^ヲカダメ、走^リノキテゾ過^キ行^キケル。禿^ガ申^事ヲバ、善^悪ヲ糺^サズ、⁴⁰ 入道^許容^シ給^ヒケレバ、上^下万人^是ニ追^従シテ、⁴² 善^クモ悪^クモ平家^ノ事^ヲバ云^フズ。又禿^ニ惡^シト思^ハレタル者^ハ、入道^殿ニ讒^セラレテ、咎^ナクシテ多^ク損^ズル者^モ有^リケリ。⁴⁴ オ「畏^ルデ^テモ内^々ハ、⁴⁵ 此^ノ禿^ノ体^コソ心得^ネ。縦^ヒ京中^ノ耳^聞ノ為^也トモ、只^モ普通^ノ童^ベニテアレカシ。必^シシモ汰^ヘラル、事^ヨ。又一人^モ闕^レバ入^立テ、⁴⁶ 三百人^ヲキハメラル、モ不^審也。梅^ノ楯^鳥ノモチ様、⁴⁹ 何様^ニモ存^ズル子細^オハスラン。昔^モ是^風情^ノ50 例^ヤ有^{ラン}」トゾ私^語言^キケル。

或^人ノ申^ケルハ、「本朝^ニ51 例^ナシ。漢家^ニハ⁵² 八葉^{大臣}ト云^フケル人、天下^無双^ノ賢臣^ニテ、⁵³ 忠^ヲ賞^シ罪^ヲ憐^レ事、堯舜^ノ政^化ニモ不^異也。依^テ之^ニ、今^ノ如^ク55 禿童^ヲ多^クソロヘテ、⁵⁶ 金^幣鳥^ト云^フ鳥^ヲ持^テセテ、国^々巷^々ニ放^立テ、仰^含めテ云^フ、⁵⁷ 国^広民^多クシテ、万人^ノ59 歎^愁難^レ及^ビ天^聰一^歟。聞^キ出^ニ隨^ヒテ奏^セヨ。⁶² 直^ニ召^シ行^ハン」ト有^リケレバ、⁶³ 愁^ヲ残^ス者^モナク、恨^ムヲ含^ム者^モ「⁶⁴ 国^豊民^悦、政^徳海^内ニ及^ボシケリ。サレバ是^ヲバ⁶⁵ 善^者ノ童^ト名^付ク」トイヘリ。今^ノ67 禿童^ハ、事^ニ触^レテ⁶⁸ 歎^キ物^ノ煩^ハアリケレバ、⁶⁹ 悪^者ノ童^ト云^フツベシ。漢家^{本朝}、上古^末代、⁷⁰ 善^悪ニハ替^レ共、権^威ハ^実ニ不^劣有^リケル。

入道^{福原}ニ⁷² 御座^{ケル}時^ハ、⁷³ 賀^茂大明^神禿^ニ現^ジテ三百人^ニ打^チマギレテ、⁷⁴ 御^近習^ニ有^リケリ。何^レ今^ノ75 童^ヤラン、本^ノ禿^ヤラン、⁷⁶ 恐^シカリケル事^也。

- 【校異】 1 〈静〉「呉王」の右に「後漢書」と傍記。 2 〈近〉「このみしかは」、〈蓬・静〉「好^ニミステハ」。 3 〈近〉「けむようを」、〈蓬・静〉「劍客」。 4 〈近〉は、「客」を、「容」と見誤ったもの。 4 〈近〉「はんさうおほく」、〈蓬・静〉「多癩瘡」。 5 〈近〉「このみしかは」、〈蓬・静〉「好^ニミステハ」。 6 〈近〉「きうちうにかしおほし」、〈蓬〉「宮中多^ク餓死」、〈静〉「宮中多^ク餓死」。 7 〈静〉「城中」。 8 〈近〉「好む」、〈蓬〉「好^ニミステハ」、〈静〉「好^ハ」。 9 〈近〉「またはむかく」、〈蓬〉「且^ニ半額」、〈静〉「且^ニ半額」。 10 〈近〉「このむ」、〈蓬〉「好^ニハ」、〈静〉「好^ハ」。 11 〈蓬〉「四方」。 12 蓬・静「人」なし。 13 〈近〉「けむしゆの」。 14 〈近〉「なとの」。 15 〈近〉「かたふけ申ことは」、〈蓬〉「かたふき申事は」、〈静〉「かたふき事は」。 16 蓬・静「なかりし」。 17 〈蓬〉「はらひにて」。 18 〈近〉「はかりの」。 19 〈近〉「わらへの」、〈蓬・静〉「童部の」。 20 〈近〉「かはやらん」、〈蓬〉「兒やらん」、〈静〉「兒や

らん」。21〈近〉「かつの、蓬・静」褐カチの」。22〈蓬〉「赤袴アカハカマを」。23〈蓬・静〉「ます」。24〈蓬〉「鳥カラスを」。〈静〉「鳥を」。25〈蓬〉「鈴付羽スズヅツテハに」。〈静〉「鈴付羽スズヅツテハに」。26〈近〉「あかするしを」。〈蓬・静〉「あかきしるしを」。27〈近〉「たいくはいゑんの、蓬・静」。犬イヌ会カイ宴エンの」。28〈静〉「聞出キコエしても」。29〈蓬・静〉「門カド々々」。30〈近〉「こゝ、蓬」。戸ト々々に」。〈静〉「戸カド々々に」。31〈静〉「峙ツツ」。32〈近〉「もとも」。〈蓬・静〉「いと」。33〈蓬・静〉「又なき」。34〈近〉「こゝのへ、蓬」。九ク重ジュウ」。35〈近〉「子コままここを」。蓬「子シ孫ソを」。36〈近〉「みちくたり」。蓬「充チウ満マンたり」。〈静〉「充チウ満マンたり」。37〈近〉「わしる」。蓬・静「はしる」。38〈近〉「よろしき」。蓬・静「事コトよろしき」。39〈蓬〉「過ヨてそ」。〈静〉「過ヨてそ」。40〈静〉「人ヒト道ミチ」。41〈蓬〉「みな是コレに」。〈静〉「みなこれに」。42〈近〉「ぜんもあくも」。蓬・静「よくもあしくも」。43〈蓬〉「の」。44〈蓬・静〉「怖コ々々も」。45〈近〉「内ウチ々々ハ」。なし。46〈近〉「わらへにてあれかし」。蓬・静「童ワラハ部ハあれかし」。47〈蓬・静〉「禿カを」。あり。48〈蓬・静〉「鳥カラスの」。49〈近〉「なにやうにも」。蓬「何ナニさまにも」。50〈近〉「れいや」。蓬「例レイなし」。52〈近〉「大オしんと」。53〈近〉「ちやうを」。54〈近〉「まつりことにも」。55〈近〉「かふるわらへを」。蓬「禿カ童ドウを」。〈静〉「禿カ童ドウを」。56〈近〉「きんきてうと」。蓬「金キン婦フ鳥トウと」。〈静〉「金キン婦フ鳥トウと」。57〈近〉「さとく」に」。蓬・静「巷チマツケ々々に」。58〈近〉「おほうして」。59〈近〉「しうたんを」。蓬「歎ナケ愁ウレウ」。〈静〉「歎ナケ愁ウレウ」。60〈近〉「てんちやうにおよはしかたし」。蓬「天テン聰ソウにをよひかたきか」。〈静〉「天テン聰ソウにをよひかたきか」。61〈近〉「いたすに」。蓬・静「出デさんに」。62〈近〉「た、ちに」。蓬「直ジキに」。〈静〉「直ジキに」。63〈近〉「うれへを」。蓬「愁ウレウを」。64〈近〉「国クニとみ」。65〈近〉「せんしやのわらはと」。蓬「善ヨキ者モノ童ワラハと」。〈静〉「善ヨキ者モノ童ワラハと」。66〈蓬〉「名ナツケ付ツケと」。67〈蓬〉「禿カ童ドウは」。68〈蓬・静〉「人の」。69〈近〉「あくしやのわらはと」。蓬「悪アク者モノ童ワラハと」。70〈近〉「ぜんなくわかれとも」。蓬「善ヨキ悪アク二ニはかはれとも」。〈静〉「善ヨキ悪アク二ニはかはれとも」。71〈近〉「ゾ」なし。72〈近・蓬〉「おはしける」。〈静〉「御オ座ザける」。73〈蓬〉「賀カ茂モ大明メイ神シン」。74〈近〉「御オきんしゆに」。蓬「御オ近キン習ジュ」。〈静〉「御オ近キン習ジュ」。75〈蓬〉「童カワロやらん」。76〈蓬・静〉「も」あり。

【注解】○吳王好劍客、百姓多癩瘡、四方用疋帛ト云事アリ 〈盛〉

の独自異文。『後漢書』列伝第一四「長援伝」の中の馬廖伝の「伝曰、吳王好劍客、百姓多創癩。楚王好細腰、宮中多餓死。長安語曰、城中好高髻、四方高一尺。城中好広肩、四方且半額。城中好大袖、四方全匹帛」に拠る。ただし直接の典拠は、『明文抄』（帝道部）所引の『後漢書』か（遠藤光正）。『後漢書』諸本の本文が右の通りであるのに対して、『明文抄』では、「百姓多創癩」が「百姓多癩瘡」、「四方全匹帛」が「四方用疋帛」となっていて、〈盛〉と一致する。遠藤は『本朝文粹』等もこの句の一部を「百姓多創癩」と作ることから、「当時の国

書に引用の字句は、この『明文抄』を始めとする同系類書からの引用がその典拠と思われる」とする。なお、〈盛〉は欠くが、〈延・覚〉には、卷十二該当部の、後鳥羽天皇の政道批判記事で、この句の前半を引く。「帝徳ノ闕タルヲ憂ル事ハ、彼ノ吳王劍客ヲ好シカバ、天下キズヲ蒙者多シ。楚王細腰ヲ好シカバ、宮中ニ飢テ死スル人多カリキ。疵ト飢トハ世ノ厭フ所ナレドモ、上ノ好ニ下ノ随フ故ニ、国々ノアヤフカラム事ヲ悲ムナリケリ」（延 6—91—オ）。『明文抄』がこの句を帝道部に引くように、為政者批判の文脈に引かれることが多いが、「上ノ好ニ下ノ随フ」とも記されるように、〈盛〉の場合も、人々が六

波羅様といって、平家に追隨する様を批判するのだろう。〈盛〉が「広眉」や「大袖」の例まで引くのは、そうした理由によるろう。○烏帽子ノタメ様、衣紋ノカ、リ 御橋惠言『平家物語證注』(上―九九―一〇三頁)が詳しい。〈長〉「おほうちの出仕の時は、絵かき花むすびたるかり衣にたてえぼうし、私のありきには、直垂におりえぼうし、鬢をなで衣紋をかき、しきそくをや」(5―141頁)、〈盛〉「出仕ノ時ハ、絵書花付タル狩衣ニ立烏帽子、私ノ行ニハ、直垂ニ折烏帽子、衣ヲ立テ鬚撫」(5―154―154三頁)。〈長・盛〉を参照すれば、ここも「私のありき」の様子を言うか。○如何ナル賢王聖主ノ御政ヲモ、撰政関白ノ成敗ナレドモ 〈闕〉も「何^ル賢王聖主ノ御政^{コト}撰政関白成敗^{ナレドモ}」(十才)と同じだが、ここは、〈四・延・長・南・屋・覚〉の「イカナル賢王聖主ノ御政モ、撰政関白ノ成敗ヲモ」(〈延〉巻一―二五ウ)が良い。○十四五、若八十六七計ナル童部ノ：以下、平家の間諜として活動したという禿童についての記事。水原一は、「禿の任務は放免(刑余者で検非違使の下働きに雇われた者)に類しており、その髪型が濫僧や餌取に共通するところからも、忌避されるべきスタイルをことさらに装ったものといえる」とする。さらに六波羅館は、「鳥辺野・六波羅蜜寺などの葬送の地を覆って建設された」ことから、「雑業生活者であった先住民の多くが」「平家勢力の底辺に吸収されたことは疑いない」とし、そこに「禿」の母体を想像する(〈集成〉上―三八頁)。網野善彦①②にも、「非人」である故に異形を装った放免についての研究があり、網野③には、『中右記』永久二年(一一一四)六月二二日条に、当時検非違使別当であった著者藤原宗忠が、童によって悪人が指名されたとの記事を記しており、この

ような童の存在が、『平家物語』禿童の背景にあったと考え、そこには、童の神聖性があったことを指摘する(四〇―四三三頁)。同様に五味文彦も、『伴大納言絵巻』を参考に、「検非違使に使われて京中の噂を収集するような童子が存在していた」と考え、清盛が一年八カ月の長期にわたって検非違使の別当の任にあったことから、清盛が童を使って情報を集めていた事実が、背景にあると指摘する(一四九頁)。また、高橋昌明②は、童子姿は中世社会では「人ナラヌモノ」(下人・非人)の可視的表象であり、赤い色も、赤い衣を着した看督長(『伴大納言絵巻』)や、大和興福寺において非人を統轄した戸上・膳手かさいでと呼ばれる人々が、神輿動座や祭礼の際、赤い狩衣を着て行列の先頭に立っていたことなどを想起させるとする(一〇一頁。増補版での補説)。こうした諜報活動が、平家の下で実際に行われていた可能性は否定しがたいが、十四、五、六、七の三百人の禿髪頭の童部像は、この後の王莽譚で、〈闕・延・盛〉が「サレバ入道モ此事ヲ表シテ」(〈盛〉)とし、〈長〉が、「是を伝聞てかくせられけりと云儀もあり」とするようになり、王莽譚をもとに作り出された可能性があることにも注意すべきだろう。王莽譚は、〈闕・延・長・盛〉以外にも、書陵部本系の『和漢朗詠集』注釈書(以下『朗詠注』)に見られ(黒田彰①②)、さらにその淵源は、敦煌変文の一つである『前漢劉家太子伝』に遡ることが明らかとなった(柳瀬喜代志)。なお、禿童の体裁についての記述は、諸本により異なる。〈盛〉の記述をその内容から、【外見1】【外見2】【服装】【持ち物】【由来】に分割して、それぞれを諸本と比較すると次のようになる。

【外見1】十四五、若八十六七計ナル童部ノ髪ヲ頸ノ廻ニ切ツ、三百

人被召仕ケリ。

〔四〕 十四五若^シは十六七の童部の髪を白頸^のの邊^リ剃^リキツ、二三百人計被^レ召

仕（一〇右）

〔鬪〕 十七八計ノ童部ノ髪ヲ殺^レ廻^レ僅^ニ、二三百人之程被^ル、召仕之^ニ間

（二〇オ）

〔延〕 十四五、若ハ七八バカリナル童部ノ、髪ヲ頸ノマハリニ切

マハシテ、三三百人召仕ケレバ（二五ウ）

〔長〕 十四五、若ハ十七八ばかりなる童部を、かみをくびのまはり

よりそぎつゝ、三三百人ばかりめしつかわれければ（四三頁）

〔南〕 十四五六ノ童部ヲ三百余人ソロエテカミヲ禿^{カフ}ニ切マハシ（一七

頁）

〔屋〕 十四五之童部ヲ三百人ソロエテ、髪ヲ禿^{カフ}ニ切廻^{ハシ}（一八頁）

〔覚〕 十四五六の童を三百人そろへて、髪をかぶるにきりまはし

（二三頁）

〔※〕「：」の部分にはそれぞれ【服装】の記述が入る）

〔外見2〕 童ニモ非、法師ニモ非、コハ何者ノ兒ヤラン。

〔四・鬪・延・長・南・屋・覚〕なし

〔服装〕 一色ニ長絹ノ直垂ヲキル時ハ、褐ノ布袴ヲキセ、一色ニ繡物

ノ直垂ヲ著時ハ、赤キ袴ヲキセ

〔四〕 ナシ

〔鬪〕 著^セ直垂小袴^ヲ（二〇オ）

〔延〕 直垂・小袴キセテ（二五ウ）

〔長〕 赤き帷をきせ、黒き袴を着せて（四三頁）

〔南・屋・覚〕 赤キ直垂ヲキセテ（〔南〕一七頁）

【持ち物】 梅ノ楯ノ三尺計ナルヲ、手モト白ク汰テ右ニ持、鳥ヲ一羽

ヅ、鈴付ノ羽ニ赤符ヲ付テ、左ノ手ニスヘサセテ、面々ニモタセテ、

明テモ暮テモ、遊行セシム。

〔四・鬪・延・南・屋・覚〕 ナシ

〔長〕 平家の鳥と名付て、つばさに赤じるしを付て、面々に持せて

遊行せさす（四三頁）

【由来】 是ハ靈鳥頭ノミサキ者トテ、大会宴ノ珠童ヲ学レタリ。

〔四・鬪・延・南・屋・覚〕 ナシ

〔長〕 是は靈鳥頭のみさきとて、神に應ずる大会宴の殊童をまなば

れたり（四三頁）

ここから、【外見2】については〔盛〕のみの記述であること、【服装】

については〔盛〕のみが極めて詳細であること、【持ち物】【由来】に

ついては〔長・盛〕のみ共通した記述が見られること、が確認され

る。それぞれの項目については、後項参照。 ○三百人被召仕ケリ

〔南・屋・覚〕 同、〔四・鬪・延・長〕「三三百人」。この後の王莽譚で

の童の数は、〔鬪〕は、「三三百人」、〔延・長〕「三三百人」。〔延・長〕

の場合、王莽譚では、「サレバ入道モ此事ヲ表シテ、三百人被^ル、召仕^ニ

ニコソ」（〔延〕）とするわけだから不整合を来している。なお、『朗詠

注』には、「彼千人赤子^ヲ人ナシテ、七、八歳時、赤^キ装束ヲナシ」と

ある。『平家物語』に見る王莽譚とは、少なからぬ相違があることも

確かである。 ○童ニモ非、法師ニモ非、コハ何者ノ兒ヤラン 〔盛〕

の独自異文。童の髪型をしているが、童でもなく、法師でもない、いっ

たいこれはどういった身分の者の姿なのだろうか、の意となるう。

「十四五、若ハ十六七計ナル童部」としながら、「童ニモ非」とするの

は不審。童でもないというのは、十四〜十七歳ともなると元服する年齢であるのに、童と同じ垂髪をしているということか。網野③が指摘するような、牛飼童のように成人でありながらも垂髪で童形であった身分の存在が想起される。法師でもないというのは、出家前に垂髪であった稚児を指すか。稚児が法師となることは、『徒然草』第五二段「童の法師にならむとするなごりとて、をのく遊ぶことありけるに」(新大系二二九頁)などにかがえる。あるいは又、土谷恵が明らかにした、老年に至るまで童姿で寺院に仕えた大童子、あるいは同じく童姿で寺院に仕えながらも出家の道を選択し得た中童子など、寺院に属する垂髪であった者なども含まれるか。○一色二長絹ノ直垂ヲキル時ハ、褐ノ布袴ヲキセ、一色二繡物ノ直垂ヲ著時ハ、赤キ袴ヲキセ禿の服装についての記述は、諸本に比して〈盛〉のみが詳細。「一色二」は「同じ衣装で」の意で、制服のように衣装を統一していたことを言うか。「長絹直垂」は「室町時代以後近世では、公家・武家の元服前の児童の礼装の名称となって」いたという(『有職故実大辞典』)。また前項で触れた大童子や中童子の装束も直垂であった。〈盛〉には、他に「六人ノ大將軍、各一色ニ装束シテ打出給ヘリ。蜀江ノ錦ノ冑直垂ニ、金銀ノ金物色々ニ打ク、ミタル冑著テ、対面ノタメナレバ甲ヲバ著給ハズ」(4―130頁)の用例あり。「小袴者フクサ紫染タル一色令着也」(『山槐記』永曆二年四月二十五日条)。なお、〈四〉は衣装描写なし、〈鬮・延〉は「直垂小袴」、〈長〉「赤き帷をきせ、黒き袴を着せて」、〈南・屋・覺〉「赤キ直垂」。『平家物語』の禿髪像の形成に、『朗詠注』の王莽譚が影響を与えたと考えた場合、『朗詠注』の王莽譚にあった「赤キ装束」が、〈南・屋・覺〉では復活するものの、

初期形態を残すと見られる〈四・鬮・延〉に見られないのは不審。『前漢劉家太子伝』あるいはその原拠の王莽故事を載せた漢籍を、『平家物語』編者が翻案した可能性もあわせて考えるべきだろう。いずれにせよ、禿髪の異形性が、後出諸本になるに従い、増幅される傾向にあるとは言えよう。○梅ノ櫛ノ三尺計ナルヲ、手モト白ク汰テ右ニ持(〈盛〉の独自異文。櫛は、「櫛 スハハ」(『名義抄』)、「suiri」(スワイ)木の小枝、あるいは細枝)、『邦訳日葡辞書』、「標スワイ」「楚 スワイ」(『文明本節用集』)とある。『角川古語大辞典』「すはえ」項では、神事には、「梅の若木で、神幸の先追いに用い、また祈禱の巻数をこれに結び付けた」とする。〈延・長・盛〉には、義仲追討に向かう維盛以下六將軍の前に六人の老翁が現れ、梅の櫛に付けた巻数を捧げたとする。「白淨衣ニ立烏帽子著タル老翁六人、梅ノ櫛ヘニ巻数付テ、各捧テ六人ノ大將軍ニ奉ル。門出ヨシトテ弓ヲ脇ニ挟ツ、各巻数ヲ披テ誦給ケルゾ面白キ」(4―131頁)。そしてその巻数には、嚴島明神による「平家繁昌源氏衰滅」の託宣が認められており、「馬引給ハントシケルニ、翁ハ化シテ失ニケリ。是ハ実ノ嚴島明神ノ、嚴重ノ御示現希代ノ不思議也」と言うように、老翁は嚴島明神の示現であったとする。これは神事において梅の櫛が用いられたことを踏まえた記述である。なお、童と櫛については、『宇治拾遺物語』一六話「尼、地藏奉見事」の、童が持ち遊んでいた櫛で額を引きかくと、顔が裂けて地藏が現れたという説話が想起される。他にも、法華経を信奉していた男が「白キ楚ヲ持給ヘル兒」に救われる話(『今昔物語集』一三―一三八)などもあり、「すはへ自体、また、これと童の組合せに神秘的意味が信じられたことの現れであろう」(新大系「宇治拾

遺物語』三〇頁）と指摘される。他に、『宇治拾遺物語』一二三話、『古本説話集』五二話等参照。木の枝を持って遊ぶ童の姿が、そのまま神仏の化身・使いの姿に投影されているのであろう。○鳥ヲ一羽ヅ、鈴付ノ羽ニ赤符ヲ付テ、左ノ手ニスヘサセテ「又ハ耳聞也」まで、〈長〉にもあり。〈長〉「平家の鳥と名付て、つばさに赤じるしを付て面々に持せて遊行せさす。是は靈鳥頭のみさきとて神に應ずる大会宴の殊童をまなばれたり。又は耳聞なり」（1—143頁）。「鳥」は〈長〉に「平家の鳥」とあり、また【由来】に「靈鳥頭」とあるように、〈逢・静〉の「鳥」が正しいと考える。また、鳥は熊野の御先者（神が使者として使わす鳥獸）として知られている（次項参照）。したがって、前項の「楯」を持つことと併せて、〈盛〉の禿の体裁は、神の使いとしての聖なる者のスタイルを模倣しようとしたものと考えられる。またそれは、清盛の批判されるべき行為として描かれていると読める。なお、鈴付の羽は、「鈴を付けるところからいう」鷹の尾羽の中央の二枚の羽の名称。すずつき」（〈日国大〉）。赤符は、平家の赤印を指さう。○靈鳥頭ノミサキ者トテ 靈鳥は熊野の御先者。「春日野ノ神鹿・熊野山ノ靈鳥・氣比宮ノ白鷺・稻荷山ノ名婦・比叡山ノ猿、社々ノ仕者、悉虚空ヲ西へ飛去ル」（大系本『太平記』3—145—153頁）。「靈鳥頭」とは、禿の髪型を鳥に譬えて言うのであろう。○大会宴ノ殊童ヲ学レタリ 〈長〉「神に應ずる大会宴の殊童をまなばれたり」（1—143頁）。「祭事の宴会に奉仕する稚児」（〈新定盛〉1—1—11頁）、「大会会に奉仕する稚児の意か」（〈校注盛〉1—1—12頁）。「珠童」「殊童」の他の用例未詳。○耳聞 「世間の噂や秘密などをいちちはやく聞き出したり探り出したりすること。また、その人。密偵。探偵」（〈日

国大〉）。「縦七京中ノ耳聞ノ為ニ召仕ハルト云ドモ、只普通ノ童ニテモアレカシ」（〈延〉1—1—26オ）。「長・盛」にもあり。○京中ノ条里・少路・門々・戸々、耳ヲ峙 〈長〉「されば京中小路、門前に耳を峙つ」（1—144頁）。「戸々 民家の各戸」（〈日国大〉）。「戸へべ」『黒本本節用集』。「辰時許地大震、已及一時、門々戸々欲及頽壞」（『中右記』永長元年十一月二十四日条）。○最冷ク 〈名義抄〉「最モトモ イト」（法下五四3）、「冷 ササマジ」（法上四六4）。「盛」雲ヲ分ケテ入心地シテ、尾上ノ嵐モ最冷ジ」（6—1—26六頁）。○不祥 「運の悪いこと。また、そのさま。不運。不幸。また、災難」（〈日国大〉）。「其日可然不祥ニ合タリ」（〈延〉1—1—60オ）。○入道殿ノ禿ト云ケレバ、京中ニハ又モナキ高家ノ者也。九重白川ノ在家人多ク大事ヲシテ、子孫ヲ禿ニ入ケレバ 〈盛〉の独自異文。白川は、「京中・白川・大路、門人ノ集リタル所ニテハ」（3—1—22頁）の他、〈盛〉「京白川ニ知人多ゾオハスラン」（3—1—24頁）、「京白川ニモテ吟ケレバ」（5—1—76頁）のように京と並べられることが多く、洛中と並ぶ住宅地であった。「九重白川ノ在家」とは、農家ではなく町家を指している。「白河は流域一帯の名称であり、およそ北は白河、南は粟田口、東は東山、西は鴨川の範囲をさす。平安時代には、白河は藤原氏をはじめとし、院などの別業地となった」（『平安時代史事典』上—1—226—227頁）。このように禿の出自について記すのは〈盛〉のみ。前述のように、禿と放免との関わりから考えれば、網野が指摘するよう、禿に「非人」としての性格も読み取れようが、〈盛〉での禿は神に仕える者として描かれていることから、このように高家や富裕層の在家の者が子息をこぞって禿に入れようとした、というように理解

できるだろう。なお、「大事ヲシテ」は、「大事をとって。自身を危険から守るために」の意ではなく、子息を何とか六波羅の禿髪に入れようと、苦心惨憺しての意か。○越ル 〈名義抄〉「越 ワシル ハセテ」(仏上六七五)。○御幸行幸ニ参会タル様ニテ、手ヲツキ腰ヲカッメ、走ノキテゾ過行ケル 〈盛〉の独自異文。○オチくモ内々ハ、「此禿ノ体コソ心得ネ。… 〈盛〉の独自異文。禿童の体裁に対する人々の不審を記す。この不審に対する回答が、次項の八葉大臣の説話となる。これらの記述は、異形の禿についての合理的な解釈を、当時の人々の噂という形を借りて行おうとするものである。○必シモ汰ヘラル、事ヨ 〈延〉「何ゾ必シモカブロヤソフル」(1—26オ)。○入立テ、三百人ヲキハメラル、モ不審也 欠けると補って、三百人を上限とするのも不審だ。「三百人被召仕ケリ」の注解参照。○梅ノ楳鳥ノモチ様、何様ニモ存ズル子細オハスラン 「鳥」は〈蓬・静〉の「鳥」が良い。「鳥ヲ一羽ツ、鈴付ノ羽ニ赤符ヲ付テ、左ノ手ニスヘサセテ」の注解参照。この後の、八葉大臣の挿話に対応する〈盛〉の独自異文。ただし、八葉大臣譚には、梅の楳に対応するものが見られない。○或人ノ申ケルハ、… 以下、「八葉大臣」の記事、〈長・盛〉にのみあり。ただし〈長〉は次の王莽の記事の後にある。〈盛〉と〈長〉の内容はほとんど同じだが、表現の違いが大きい。特徴的な違いのみ次にあげる。

① 〈盛〉「或人ノ申ケルハ」、〈長〉「又家々にさゝやきけるに」

② 〈盛〉「堯舜ノ政化ニモ不異」、〈長〉「如来の大慈悲にことならず」

③ 〈盛〉「今ノ如ク禿童ヲ多ソロヘテ、金帰鳥ト云鳥ヲ持セテ」、〈長〉「いまの如く禿童に八葉の金貴鳥といふ鳥を持せて」

④ 〈盛〉「サレバ是ヲバ善者ノ童ト名付」、〈長〉「かゝりければ不動尊慈悲を授られたる金伽羅童子の如しとて、是をば善者童子と名付たり」

①については、〈長〉には〈盛〉の前項に当たる不審の問がないので、世間の噂話の体裁を取っているのである。②④については、〈長〉が〈盛〉に比して、仏教的な修辞を加えていることが指摘できる。③について、〈長〉は八葉大臣の名と関わらせて「八葉の金貴鳥」としているようであるが、「八葉大臣」「八葉の金貴鳥(もしくは金帰鳥)」ともに未詳である。〈新定盛〉は、「撰関・大臣の乗用の牛車に八葉(八曜)の紋をつけて八葉の車と称するが、「八葉大臣」はこれに仮託した名か」(一二頁)とする。「八葉」からは、仏典で「八葉蓮華」など蓮華を指して用いられる例が想起されるが、あるいは、八葉蓮華の聖徳なる大臣をイメージするか、あるいは、「八条殿」と呼ばれた清盛に对照させて「八葉大臣」と名乗ったとも考えられようか。いずれにせよ、清盛の悪者の童である「禿髪」と对照させるために創作された人物である可能性が高い。なお、この八葉大臣の先例説話は、禿の持ち物の由来を説くものとなっている。先の【持ち物】が〈長・盛〉の独自の記事であったことと対応して、この「八葉大臣」説話も〈長・盛〉が独自に引いているのである。これに対して、禿そのものについての先例説話が、この後の王莽の説話となる。○歎キ物ノ煩 〈蓬・静〉「人ノ歎キ物ノ煩」が良い。○漢家本朝、上古末代、善悪ニハ替レ共、権威ハ実ニ不劣ゾ有ケル 〈長〉「漢家本朝隔て善悪ともにことなりといへども、権威のほどは不替とぞ申ける」(1—四五頁)。〈長・盛〉共に、清盛の悪行を相対化する文脈を形成している。八葉大臣の説話を漢家・上古とし、平家の禿を本朝・末代として比較する。「上

古」については本全釈（二一巻一—2）二〇頁、「上古」項参照。そこにも記したように、末代と対比して用いられることが多く、末代に對して漠然と古い時代を指していると考えられる。なお、〈盛〉に、漢家・本朝、上古・末代とを対比させ、いずれも同じとする例は、先の「早鬼大臣説話」で、忠盛と比較し、「異国本朝、上古末代異ナレ共、事ガラ実ニ相同」（一—二七頁）とする例の他、蘇武と康頼とを対比させ、「上代末代時替り、漢家本朝所異ナレドモ、タメシハ同ジカリケリ」（一—四八九頁）とする例がある。○入道福原二御座ケル時ハ、賀茂大明神禿二現ジテ三百人ニ打マギレテ、御近習ニ有ケリ〈盛〉の独自異文。高橋昌明①（八四頁）によると、清盛の福原居住を示す初見は、『兵範記』仁安四年三月二十日条裏書「今日未剋、上皇著御入道太相国福原御所ニ云々、一昨日自高野還御、今日自天王寺著御云々」で、清盛は福原に後白河法皇を迎えて千僧供養を行っている。〈盛〉では賀茂大明神もしくは賀茂社が登場するものとして次の八例が挙げられる（ただし、春日、八幡など他の神社と併せて列挙されるものは除く）。①賀茂社で二条帝を呪詛する男、捕らえられる（巻二）。②成親、大将を望み賀茂社で修法するに、大明神現れ歌を詠み、大将を諷める（巻三）。③西行、賀茂社にて通夜すること（巻十一）。④平安京遷都を賀茂大明神に告げる（巻十一）。⑤源頼義、次郎義綱を賀茂社に奉る（巻十九・二十八）。⑥重衡舅藤原邦綱、賀茂大明神の利生により大納言にまで昇進する（巻二十一）。⑦後白河法皇、法住寺殿を出て賀茂社に入る（巻三十二）。⑧後白河法皇、賀茂社に参籠し宝剣の行方を祈誓する（巻四十四）。これらはいずれも直接清盛や平家の繁栄と関わるような内容ではなく、この箇所の記事

述が特異であることがわかる。清盛と賀茂社との関わりにおいて注目されるのは、『玉葉』治承三年（一一七九）六月十八日条で、清盛女であり、また前撰政基実室である盛子が亡くなった折の記事である。基実死後、その家領を室盛子が管領していたことについて、兼実は人伝に聞いた次のような清盛が見た夢を引いている。「抑或人伝云、入道相国、先年之比夢曰、自賀茂大明神、賜以一之宝山、其山高大、而難入門内、心底奇之、問子細使者、々々答云、我是春日大明神之御使也（仮令賀茂春日両神同心、賜此宝山云々）、暫可預置此宝山云々、件山上、藤花盛開、悉以掩之者、其後、与故撰政親呢、不經幾程、撰政薨逝之刻、以後彼家、可属禪門之由、被下院宣之日、理須致通避也、而以先年之夢案之、我朝之神明、所被量定之事、定以有様歟、辞退還以可有恐、仍愁受取之、暫所守護也、為主之人可受継者、定其期至歟、以人意輒不能進退之由、禪門被密語云々（此事雖伝語、真実之説也）。すなわち、賀茂大明神よりの使者（それはまた春日大明神の使者であるとも言ふ）が夢に現れ、上に藤の花が咲いた宝の山を預け置いたことなのであり、その後撰政基実が亡くなると清盛が家領を預かることになったという。基実が亡くなった永万二年（一一六〇）後暫くして、清盛が見た夢であろう。藤原氏の氏神である春日大明神の名が記されるのは当然だが、賀茂大明神が使者となって「宝山」を清盛のもとへ届けたとされているのが注目される。賀茂大明神は、先に挙げた④にあるように、都を守護する神であった。そうした認識が一般に広まっていたことは、半井本『保元物語』上の「北ニハ賀茂ノ大明神、鳳城ヲ守り給フ」（将軍塚鳴動并ビニ彗星出ヅル事」新大系三四頁）など

からもうかがうことができる。夢の真偽はともかく、清盛を、摂関家領を一時的に預かるにふさわしい者として春日明神が承認し、王城守護の立場から賀茂明神がこれに同意したものと理解できよう。その一方で、同じく永万二年には、賀茂大明神が日本を捨てて他所へ移ったとの噂も流れた。『百練抄』「七月。近日仁和寺辺女夢云、依天下政不法、賀茂大明神棄日本国、可令渡他所給云々。去月并今月上旬両度有此夢。仍賀茂社司等參内并撰政第二申之。」(八〇頁)『古今著聞集』卷一一二「仁安元年六月、仁和寺辺なりける女の夢に、天下の政不法なるによりて、賀茂大明神、日本国を捨てて他所へわたらせ給べきよし、みてけり。同七月上旬、祝久継が夢にも同体にてけり。これによりて泰親・時晴をめて、うらなはせられければ、実夢のよし各申けり。」(大系本上三三頁)。小峯和明はこの「政不法」とは、『平家物語』「額打論」「清水寺炎上」で知られる前年の延暦寺と興福寺の対立による一連の騒動を指すと考える。以上が、十二世紀の賀茂大明神に対する理解と見ることができよう。賀茂大明神は都の守護神であるが故に、一方では摂関家領の清盛への一時的な継承を仲介し、一方では日本を見捨てるという理解がなされたのである。ちなみに、基実

【引用研究文献】

- * 網野善彦①「摺衣と婆娑羅」『文学』五二卷三号、一九八四・3。『異形の王権』平凡社一九八六・8再録。
- * 網野善彦②「中世の「非人」をめぐる二三の問題」『立命館文学』五〇九、一九八八・12。『中世の非人と遊女』明石書店一九九四・6再録。
- * 網野善彦③「童形・鹿杖・門前」『新版絵巻物による日本常民生活絵引』解説平凡社一九八四・8。『異形の王権』平凡社一九八六・8再録。
- * 遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)(二)(大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・1)。
- * 黒田彰①「祇園精舎覚書―注釈、唱導、説話集―」(愛知県立大学文学部論集(国文学科編)三八、一九九〇・2。『中世説話の文学史的環境』和泉書院一九九五・4再録)

が死去した永万二年時点では、清盛と院・摂関家との関係は良好で、兼実自身、仁安三年二月に清盛が病にかかったときには、「天下大事」(『玉葉』仁安三年二月九日条)と記すほどに、清盛を高く評価していた。それに対して、〈盛〉はここで、清盛を批判的に描き出すべく、禿に聖なる者のスタイルを取らせた様を描いている。すなわち〈盛〉における禿は、神聖な姿を模倣した清盛に仕える身分であり、また八葉大臣の「善者ノ童」に対する清盛の「悪者ノ童」であって、童の神聖性が負の方向に反転したものと描かれていると考えられる。したがって、その中において賀茂大明神が禿に紛れていたというのは、神聖なる存在である賀茂大明神が、逆に清盛を監視していたと読めよう。都の守護者としての賀茂大明神の性格が、ここでは清盛を監視する立場として表れているのである。○何レ今ノ童ヤラン、本ノ禿ヤラン、恐シカリケル事也 どの禿が賀茂大明神が入れ替わった童なのだろうか、本の悪者の禿なのだろうか、恐ろしいことだ、の意。神をも恐れない不遜な清盛に対し、それを密かに見つめる神の眼が存在することに對して、人知を越えた力を感じ畏怖の念を抱いている。

*黒田彰②「王莽覚書—変文と軍記—」（国語と国文学、二〇〇一・5）

*小峯和明『中世日本の予言書』（岩波書店二〇〇七・1）

*五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九九・1）

*高橋昌明①『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

*高橋昌明②『清盛以前—伊勢平氏の興隆—』（平凡社一九八四・5。増補改訂版、文理閣二〇〇四・10。引用頁は後者による）

*土谷恵「中世寺院の童と呪—史学雑誌一〇一—二、一九九二・12。『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館二〇〇一・1再録）

*柳瀬喜代志「禿髮異聞考—「童語」と平清盛像象形の關係—」（日本文学、一九九七・5。『日中古典文学論考』汲古書院一九九九・3）

孝平帝廻^レ謀^レ伺^レ位

又九條殿ノ御物語トテ人ノ語りケルハ、「異国ニモサル例¹アリケリ。漢ノ孝平帝代ニ、王莽ト云大臣アリ。位ヲ貪ラン為ニ、計ヲ廻ス事ハ、海人ニ誂²テ、幾千万トモイハズ龜ヲ捕集メテ、甲ノ上ニ²勝ト云文字ヲ書キテ、浦々ニ放チ、銅ニテ馬ト人トヲ造リテ、近国ノ竹ノヨヲ透シテ多く³入^レ之^ヲ。其の後姪⁴テ七月ニナル女ヲ三百人召集メテ、朱砂ヲ煎ジテ、謾薬ト云薬ヲ合^テテ、コレヲ⁴吞シム。月満チテ生^マレタル子、皆⁵色赤クシテ、偏⁶ニ鬼ノ如シ。彼の赤キ童ヲ、人ニ知^ラセズシテ深山ニ籠^メテ、是ヲ⁶ソダツ。成長スル間ニ、歌ヲ作りテ教^ヘテ云ハ、『龜⁷ノ甲ノ上ニ⁸勝ト云⁹文字アリ、竹ノヨノ中ニ銅ノ人馬アリ。王莽帝位ヲ¹⁰継テ可^キ治^ム天下^一一^ニ駭也』ト¹²歌テ、¹³十四五計^リノ時、髪ヲ肩ノ廻^リニソギマハシテ、都¹⁴へ出シテ、三百人拍子ヲ打^チテ同音ニ歌ヒケリ。此ノ景氣ニ驚^キテ、帝ニ奏聞ス。則^チ彼童¹⁵ベ^テ南庭ニ召^シレタリ。ウタフ事如^シレ¹⁵前、孝平帝¹⁶惟^テ有^リ二公卿¹⁷僉議^ス。歌ノ実否ヲ¹⁸タ^バサンガ為^ニ、浦々¹⁶ノ海人ニ仰^セテ龜ヲ¹⁸取見、竹林ニ入^リテ¹⁹人馬ヲ取^リ出^ダス。聊^カモ歌ニ不^レ違^ハトテ、帝位ヲ王莽ニ授^ケ給^ヒケリ。天下ヲ治^メテ僅^カニ三箇年、終^ニニハ亡^ビニキ。サレバ入道モ此ノ事ヲ表^シテ、三百人ヲ召^シ仕^ヒ、位ヲ心ニ懸^ケテ、角ヤ有^{ラン}」トゾ語りケル。「何様ニモ名聞ノ至^リ歟、天狗之所^為ニヤ」トゾ私語^{ケル}。

昔唐²³ニ弘農ノ楊玄琰ガ女ニ、楊貴妃ト云美人²⁴アリキ。玄宗皇帝ニ²⁵召^テ、寵愛類ナカリケルアマリ、²⁶叔父昆弟皆清貫ニツラナリ、姉妹²⁷國夫人ニ²⁸封ジテ、²⁹富王室ニヒトシク、車服大長公主ニ同ジカリケレバ、³⁰禁門ヲ出入スル時ニ、³¹名姓ヲ不^レ問、京師ノ長吏コレガ為^ニ目ヲソバメタリト云事アリ。彼レ久シカラズシテ亡^ビニキ。是³⁰直事ニアラズトゾ覺^スタル。

【校異】1〈近〉「ありけん」。2〈近〉「勝と」、〈蓬・静〉「勝と」。3〈近〉「いれ」。4〈蓬・静〉「のます」。5〈蓬・静〉「色」なし。6〈蓬〉「生立」へ「静」ソツタツ。「生立」。7〈蓬〉「ノ」なし。8〈近〉「せうと」、〈蓬・静〉「勝と」。9〈近〉「もし」、〈蓬〉「文字」。10〈近〉「つゐて」、〈蓬・静〉「継て」。11〈近〉「天下も」。12〈近〉「うたはせて」、〈蓬・静〉「うたひて」。13〈近〉「十四五計ノ時」なし。14〈蓬〉「出し」。15〈近〉「さきの」、〈蓬〉「前の」。16〈蓬〉「ノ」

なし。17〈近〉「かいしんに」〈蓬〉「海人に」。18〈近〉「とりて見」〈蓬〉「とりみ」、〈静〉「とり見」。19〈近〉「しんは」。20〈蓬〉「経には」。21〈近〉「あらんとそ」、〈蓬・静〉「あるらんとそ」。22〈近〉「なにやうにも」、〈蓬〉「何様にも」。23〈近〉「もろこしに」、〈蓬〉「唐に」、〈静〉「唐に」。24〈近〉「あり」。25〈近〉「めして」、〈蓬・静〉「めされて」。26〈近〉「しゆくふ」、〈蓬〉「叔父」、〈静〉「叔父」。27〈近〉「せいくはむくわんに」。28〈近〉「ほうして」、〈蓬〉「封して」、〈静〉「封して」。29〈近〉「めいせいを」、〈蓬〉「名姓を」、〈蓬〉「名姓を」。30〈近〉「なをきとくに」。

【注解】○九條殿ノ御物語トテ人ノ語ケルハ 以下の王莽説話は、〈鬪・延・長・盛〉にあるが、〈鬪・長〉は、〈延・盛〉に比べてやや簡略な記事。〈延〉では、「或人」の「抑此禿童コソ心得ネ。縦ヒ京中ノ耳聞ノ為ニ召仕ハルト云ドモ、只普通ノ童ニテモアレカシ。何ゾ必シモカブロソロフル。此等ガ中ニ一人モ鬪ヌレバ入レ立テ、三百人ヲ際トスルモ不審也」（1—26オ）という、童が禿であることや三百人であることへの疑問に対して、「或儒者ノ云」として、その由来となる王莽説話を語る形を採る。〈盛〉も同様に理解できるが、前節に見るように、「此禿ノ体コソ心得ネ。縦京中ノ耳聞ノ為也トモ、只普通ノ童ベニテアレカシ。必シモ汰ヘラル、事ヨ。又一人モ鬪レバ入立テ、三百人ヲキハメラル、モ不審也。梅ノ楛鳥ノモチ様、何様ニモ存ズル子細オハスラン。昔モ是風情ノ例ヤ有ラン」（1—4六頁）との疑問に対して、王莽説話の前に、禿童の持ち物についての由来の説明として八葉大臣説話を挟んでいるため、やや分かりにくくなっている。一方、〈長〉では、「入道、悪行張行のあまりに、此禿童を召仕様を案するに、昔漢朝に：」（1—4四頁）とし、地の文で王莽説話が記されるが（〈鬪〉も同様）、〈延・盛〉に見るよう禿童の数を不審として王莽説話を記すわけではない（現に、禿童説話では「三百人」、王莽説話では、「懐妊の女千人」とするよう、両話の人数の整合性には注意は払っていない）。さて、〈盛〉で

王莽説話の発信源とされている「九條殿」については、九条兼実を指すと考えてよいだろう。〈盛〉で「九條殿」が特定の人物を指すのは、藤原信長（巻一「九條大相国信長公」、藤原師輔（巻一「九條大臣師輔公」、巻十・十二・二十四「九條右丞相」、巻二十三「右大臣師輔九條殿」、九條兼実（巻十「九條右大臣兼実」、巻十六「九條左大臣兼実」、巻四十八「九條殿摂政」）の三例があり、このうち清盛と同時代の人物は兼実のみである。もとより兼実が禿童の由来として王莽説話を語ったのは史実ではなく、説得力を持つ発信源として、〈延〉は「儒者」、〈盛〉は有識者でもあった「九條殿」兼実を挙げているのであろう。○漢ノ孝平帝代ニ、王莽ト云大臣アリ。…ここで、王莽のことを記すのは、物語冒頭で、「盛者必衰」の例として「漢王莽」が挙げられていたことと呼応しよう。さて、先に「十四五、若ハ十六七計ナル童部ノ：」項で触れたように、ここに記す王莽説話に類する説話として注目されるのが、敦煌変文の一つで、王莽に追われる劉家太子（後の光武帝）の逃亡などを描いた『前漢劉家太子伝』（以下『劉家変』とする）である（柳瀬喜代志）。『劉家変』の本文は次の通りである。「其時、遂有漢帝丈人王莽、在於宮中、見其孫年少、遂設計謀、擬奪帝業。忽遇漢帝崩後、於内宮不放言語漏泄、遂於街衢教示童兒作童謡。歌曰、『王莽捉天下、竹節生銅馬』。遂使不放外人知聞、便称帝位」（『敦煌変文集』人民

文学出版社、一九五七・8。上―一六〇頁）。ここには、童謡を教える以前に、亀の甲に文字を書いたことも、銅の人馬を竹に籠めたことも記されていないが、童謡に「竹節生銅馬」と歌ったとすることは、〈延・盛〉の王莽説話と対応して注目される。この『劉家変』のような王莽伝を取り込んで作られたものが〈延・盛〉の王莽説話と考えられよう。さらに黒田彰①②は、日本での『劉家変』のごとき王莽外伝の影響にあるものとして、本話の他に、『和漢朗詠集』注釈書のうち書陵部本系が、「將軍」の「職列虎牙」注に引く王莽伝（以下『朗詠注』とする）を指摘する。この『朗詠注』の王莽伝も、〈盛〉の王莽説話と類似していて、注目される。また、黒田は、『保元物語』金刀比羅本系統の信西最期の場面で、信西が生き延びるべく土中で口にあてた竹筒を地表へ出したという記述が、『劉家変』に描かれる劉家太子の行動と酷似していることも指摘する。以下、〈盛〉の王莽説話を、〈闘・延・長〉、さらに『朗詠注』（書陵部本『朗詠抄』『和漢朗詠集古注釈集成』二下、大学堂書店一九九四・1）とも比較する。まず、「孝平帝代」とするのは〈盛〉のみ。〈闘〉「漢王莽」（一上―一〇ウ）、〈延〉「漢帝ノ御世ニ王莽大臣ト云賢才殊勝ノ臣下有ケリ」（巻一―二六オ）、〈長〉「昔漢朝に王莽と云大臣ありけり」（一―四四頁）。孝平帝は、前漢の第十三代皇帝で、本名は劉珣（紀元前九〇後五年）、廟号は元宗。父は中山孝王劉興。第十二代孝哀帝が紀元元年に崩御すると、王莽によって九歳で擁立された。紀元四年、王莽の娘が皇后に立てられたが、翌五年十四歳で逝去、王莽による毒殺とも言われる。代わって三歳で擁立された第十四代孺子嬰の時、王莽は禪讓を受けて皇帝に即位している。従って、王莽に帝位を禪讓したのを孝平帝とす

るのは、〈盛〉の誤り。これに対し、『朗詠注』は「光武皇帝、幼キ時ハ、王莽ト云兵アリ」とする。光武帝は後漢の初代劉秀。王莽に対して兄劉縯と共に兵を挙げ、王莽が殺害されて後に即位、漢王朝を復興した。ちなみに流賊であった銅馬軍を破って後、その多くを麾下としたところから、函谷関の西においては「銅馬帝」と呼ばれたと、『後漢書』「光武帝紀」には記されている。『劉家変』の「王莽捉天下、竹節生銅馬」の逸話は、この「銅馬」からの連想も働くか。○幾千万トモイハズ亀ヲ捕集テ： 亀の甲羅に「勝」の文字を書いたこと、〈闘・延・長〉にあり、『劉家変』・『朗詠注』になし。○銅ニテ馬ト人トヲ造テ、近国ノ竹ノヨヲ透シテ多入之 銅で作った馬形と人形を竹に入れたこと、『劉家変』・『朗詠注』になし。〈延〉同、〈闘〉「多作銅人形馬形破竹間籠置此」（一〇ウ）、〈長〉「銅にて、鎧甲を着たる人形の馬に乗たるが、たけ三寸なるを多く鑄集て、竹のいまだ筍なる時、よごとによりて、これを入おきてけり」（一―四四頁）。○其後姪テ七月ニナル女ヲ三百人召集テ： 女に子供を産ませて歌を歌わせた記述は、〈延〉同、〈闘〉「妊（ニル）女ヲ集テ三百人（朱雀合衆）」（令ノ服深山（籠置此）然則彼生（子ノ色）赤（無双）漸（其）年成（三三四五）則作（赤衣）著（此）教（歌）令誦（一〇ウ）、〈長〉「懷妊の女千人、朱砂を煎じて飲せけり。是を万仙薬と云。彼等が産る子を取集て、潜在深山に隠し置養ひたてけり。十三に成ければ、彼等を取出して見るに、赤くして偏へに鬼のごとし。かみを頸のまはりにそぎて禿童になしつゝ、赤き扇を持せて王城へ出して、歌を教へてうたはせけり」（一―四四頁）、『朗詠注』「懷妊ノ女、千人集テ、光明朱ヲ吞シム。仍、生ム処ノ子、其色赤シ。然ニ、今、生子ヲ赤子ト云ル

ハ、是カ。彼千人赤子ヲ、七八歳ノ時、赤キ装束ヲキセテ、赤キ巾ヲナサシメテ、哥ヲ教ヘテ、ウタワシム(四九五頁)。ここには、清盛の禿童と共通する要素がいくつか語られる。すなわち、髪型を禿にしたことについては〈延・長・盛〉に、年齢が十代ということについては〈鬪・延・長・盛〉に(『朗詠注』は、「七八歳」、赤い服を着せたことについては〈鬪・延・長・盛〉、『朗詠注』に(その他の本も、子供の色が赤色であったとしている)、禿童が三百人であったことと対応して、王莽が集めた妊める女の数を三百人とするのは〈鬪・延・盛〉(〈鬪〉は、「三百人」)に見られる。中でも『朗詠注』が、「赤キ装束ヲキセテ」としているのは注目される。黒田①は、「禿髮」は、「祇園精舎」の「漢の王莽」の裾野に広がるコンテキストアから導かれ、構想された章段であろう(二三八頁)とし、王莽伝をもとに禿童説話が構想されたとする。○朱砂ヲ煎ジテ、謾薬ト云薬ヲ合ミテ 朱砂は硫化水銀を主成分とする鉱物。色は朱紅色ないし黒赤色、鉛灰色を帯びることもある。「神を安らかにする、驚を定める。目を明らかにする、解毒する、の効能がある」(『中薬大辞典』小学館、一九八五・12)とされる。「謾」には、「アザムク、イツハル、アナツル、サカシ、アザケル」(『名義抄』法上六五)の意があり、「曼」には、「ハビコル、ホヒコル、アヲナ」(『名義抄』僧上二三)の意があるが、〈盛〉「謾薬」、〈延〉「曼薬」、〈長〉「万仙薬」(『鬪』「朱雀合薬」)いずれも未詳。ちなみに、『朗詠注』の「光明朱」とは、「口置の上等な朱。水銀と硫黄とを混ぜ、鉄器で高熱を加えて作る」(『日国大』)。嬰兒の色が赤かったことから、『朗詠注』は殊に朱の強い顔料の名を挙げ、平家物語諸本は、その原料で、仙薬とされた朱砂を挙げたのだろう。○龜ノ甲ノ上ニ勝ト云文字アリ：

王莽が童に歌わせた歌〈延・長〉ほぼ同。〈鬪〉「竹ノ中ニ有赤銅ノ人馬」王莽即位ニ瑞相ヲ龜甲ニ有勝ノ字ニ王莽治国ヲ表示也(一〇ウ)、『朗詠注』には、龜の甲のことも、銅の人馬のことも記されており、王莽赤童転、王莽赤童賢、光武廢位転云々」となっている。○十四五計ノ時、髮ヲ肩ノ廻リニソギマハシテ 「十四五」とする点、〈延〉同。〈鬪〉「十三四五」、〈長〉「十三」。「十四五」とするのは、禿髮説話で、四・盛「十四五若、十六七」(四)、〈延・長〉「十四五、若八十七八」、〈南・覺〉「十四五六」、〈屋〉「十四五」とするのと重なる。また、「髮ヲ肩ノ廻リニソギマハシテ」とする点、〈延・長・盛〉同。この点も、禿髮説話で、四・鬪・延・長・盛・南・屋・覺が、「童部ノ、髮ヲ頸ノマハリニ切マハシテ」(〈延〉)とするのと重なる。〈鬪〉が、王莽説話で、赤鬼のごとき外面と、赤い衣を着ていたことは記すものの、禿髮という髪型を記さないのは、改変と見られよう。○帝位ヲ王莽ニ授給ケリ 〈延・長〉同。〈鬪〉「天下ノ人恐此」即随王莽(一〇ウ)、『朗詠注』では、帝は、「終ニ位ヲ追レテ、里内裏ニ陰レ」(四九五頁)だが、二十八人の兵(後の、「漢の四七将」)が現れ、王莽と后(王莽の娘で、漢の平帝の皇后)、赤童を殺したとする。○天下ヲ治テ僅ニ三箇年、終ニハ亡ニキ 〈鬪〉なし、〈延〉「十八年」、〈長〉「廿七年」。他に、木曾義仲の専横を王莽に喩える場面では、〈盛〉「昔王莽ト云シ者、臣下ノ身トシテ漢平帝ヲ討チ、位ヲ奪ヒ十八年ヲ持ケリ」(五一三頁)とある。該当記事、〈延・長・屋・覺〉同、〈南〉「八ヶ年」(上一五五二頁)。新を建国した八年から、滅亡した二十三年までは、十五年間。『唐鏡』「王莽位ヲ奪ヘル事、十五年也」(〈延全注釈〉卷一―一六四頁)。〈盛〉の「三箇年」が、単なる過誤によるものでないこ

とは、「僅ニ」（闘・延・長）なし」とすることからも明らか。○
 何様ニモ名聞ノ至リ歟、天狗之所為ニヤ 天狗は、驕慢の心を持った
 めに魔道に堕ちた法師などがなるとされた。〈盛〉巻八、法皇三井灌
 頂「サレバ末世ノ僧、皆無道心ニシテ憍慢アルガユヘニ、十ガ八九
 ハ必天魔トテ、仏法ヲ破滅スト見ヘタリ。八宗ノ智者ハ皆天魔トナル
 ガ故ニ、是ヲバ天狗ト申也」（1—15—25頁）とある。「名聞ノ至リ」
 とされている「名聞」は、「世間での名声や評判。ほまれ」（日国大）
 で、〈盛〉にも巻十、頼豪析出皇子「頼豪重テ、『凡卑ノ愚僧名聞ノ高
 位モ所望ナク、此事ヲ申ウケン為ニ微力ヲ励、…』（2—19—4頁）と
 ある。そして、『沙石集』に「かかれども、名聞、利養、我執、驕慢
 ありて、真実の知恵もなく、戒行も欠けて、物に触れて執着あるは、
 多聞とはいへども、知恵とは云ふべからず。必ず魔道に入るなり」（新
 大系五七二頁）とあるように、名聞は驕慢などと同じく、魔道に堕ち
 る要因となるものであった。したがってここでは、出家して法師となっ
 ている清盛が、過度に世間の評判に執着する様子から、天狗のイメー
 ジが導き出されているといえる。清盛は〈盛〉巻十二、安徳天皇即位「出
 家人道ノ後モ、ナヲ栄耀名聞ハ尽ザリケリトゾ見エシ」（2—28—
 〇—281頁）人物であった。なお、『平家物語』における「天狗之所
 為」の用例としては、清盛の葬送の夜に、「ふしぎの事あまたあり」
 （〈覚〉上—3—48頁）として、六波羅の南で「ドッとわらう声」が
 したことを、「是はいかにも天狗の所為といふさたにて」とする例が
 ある。この禿の一件も、奇怪で不思議な出来事として捉えられている
 といえる。○昔唐ニ弘農ノ楊玄琰ガ女ニ、楊貴妃ト云美人アリキ。
 ……ここで楊貴妃説話を引くのは、〈盛〉のみ。本文は旧鈔本『長恨

歌伝』をほぼそのままに引く。「叔父昆弟皆列在清貫」、爵為「通侯」、
 姉妹封「国夫人」、富埒「王室」、車服「第与太長公主侔、而恩沢勢力
 則又過之」、出入禁門、不問名姓、京師長吏為之側目」（三三六
 頁。大東急記念文庫蔵金沢文庫本「太田次男」。刊本では、「清貫」を
 「清貫」とし、また「名姓」の語と、「為之」の「之」字がない。「清
 貫」は、「侍従の官」、「通侯」は、「秦漢の世、列侯をいふ」、「車服」
 は、「車と衣服。古、天子が功臣に賜はる品に用ふ」の意（『大漢和辞
 典』）。なお、諸本は「禁門ヲ出入スル時ニ、名姓ヲ不問、京師ノ長
 吏コレガ為ニ目ヲソバメタリ」に該当する一節を、禿童説話の末尾に
 置く。例えば、〈延〉では、「…上下恐ヲノ、キテ、道ヲ過ル馬、車モ
 ヨキテゾ通りケル。雖^{トモ}出入禁門^ヲ、不問姓名^ヲ。京師ノ長吏為^レ之^ノ側
 目^ト」（二二六〇）とあって、王莽説話へと続く。これに対して〈盛〉は、
 禿童説話の末尾にこの一節はなく、王莽説話の後に、その典拠となる
 『長恨歌伝』を引用するが、〈盛〉の場合も、当該句は、他本と同様
 に、平家の専横ぶりを批判する文脈の中で使われている。但し、〈盛〉
 が、楊貴妃説話自体を引くのは、娘の徳子を入内させ、専横ぶりを増
 幅させた平家一族を想起するからだろう。巻二冒頭には、清盛の息女
 の栄華ぶりが描かれる中で、徳子の入内、皇子誕生の件が記される。
 なお、〈盛〉は、この後も様々な例に楊貴妃の名前や説話を引く。①
 巻五、一行流罪「皇帝ト楊貴妃ト、連枝ノ御情深シテ、万機ノ政務モ
 廢給程也ケリ。一行、帝后一人ノ御中ヲ相スルニ…」（1—20—5頁）、
 ②巻十七、祇王祇女「漢家ニハ虞氏・楊貴妃・王昭君ナド云シハ、皆
 是白拍子也」（3—1—〇頁）、③同「楊貴妃ガ花ノ眼、李夫人ガ蓮ノ睫」
 （3—1—6頁）、④巻十九、文覚発心「緑ノ簪雪ノ膚、楊貴妃・李夫人

ハ見ネバ不知」(3—162頁)、⑤卷二十八、天変「彼震日国ニハ、玄宗皇帝ノ御代ニ、此天変現テ七日ノ内ニ合戦有テ、楊貴妃失給シカバ、玄宗鳳闕ヲ出テ蜀山ニ迷給キ」(4—203頁)、⑥卷四十八、時忠流罪忠快免「彼時忠ト申ハ、…高倉上皇ニハ御外戚也。唐楊貴妃、玄宗皇帝ニ幸シ時、妹楊国忠ガ采シガ如シ」(6—329頁)、⑦卷四十八「唐ノ玄宗皇帝ノ楊貴妃ハ、一行阿闍梨ニ心ヲウツシテ、咎ナキ上人ヲ流シ給フ」(6—150頁)。①は流罪となった一行阿闍梨の説話、②は白拍子の古例、③④は美人の例、⑤は天変の中国の例、⑥は時忠の権勢を楊国忠になぞらえ、⑦は女性の邪淫の例となっている。このうち、⑥の記述は〈四・延・長・屋・覺〉にも同様に見られるが、その他については、諸本により異同が大きい。中でも〈盛〉の特色として、①で一行阿闍梨説話の後日譚として、「楊貴妃ハ安祿山

ガ為ニスカシ出サレテ、馬嵬ノ野辺ニ露ト伴テ消給フ」(1—308頁)と、楊貴妃の末路が記されていることが挙げられる。一方、〈盛〉ではわずか一文で記される⑤に該当する部分が、〈延〉では、第三末大伯昴屋事付楊貴妃被失事并役行者事」において、『長恨歌伝』及び『白氏文集』「長恨歌」に依拠しながら、長文の楊貴妃譚が描き出されている。武久堅は、〈盛〉では「禿童」と「一行流罪」を繋ぐと楊貴妃譚の首尾が完結する。盛衰記の編者は、天変に続く異国の故事として楊貴妃譚を連綿と綴る構造(引用者注、〈延〉第三末の楊貴妃譚のこと)を批判的に止揚し、これを二分割して、巻一と巻五に再編成したものと思われる(二五八頁)と指摘する。この楊貴妃譚は、物語冒頭で「盛者必衰」の例として挙げていた「漢王莽」の説話に続き、「唐祿山」に対応していると言えよう。

【引用研究文献】

* 太田次男「長恨歌伝・長恨歌の本文について―旧鈔本を中心として―」(斯道文庫論集一八、一九八二・3)

* 黒田彰①「祇園精舎覚書―注釈、唱導、説話集―」(愛知県立大学文学部論集(国文学科編)三八、一九九〇・2。『中世説話の文学史的環境』

和泉書院一九九五・4再録。引用は著書頁)

* 黒田彰②「王莽覚書―変文と軍記―」(国語と国文学、二〇〇一・5)

* 武久堅「延慶本平家物語の楊貴妃譚」(広島学院大学国語国文学誌八、一九七八・12。『平家物語成立過程考』桜楓社一九八六・10に『長恨歌伝』依拠と「長恨歌」の引用)として再録。引用は著書頁。

* 柳瀬喜代志「禿髮異聞考―「童謡」と平清盛像象形の関係―」(日本文学、一九九七・5。『日中古典文学論考』汲古書院一九九・3再録)

平家一門繁昌

清盛我身ノ栄花ヲキハムルノミ^{五〇}ニ非ズ、子孫ノ繁昌ハ、龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速也。男^一ハ各誇^二官職^三、女子ハ取々ニ幸ケリ。長男重盛内大臣^三ノ左大将、二男宗盛中納言^四ノ右大将、三男知盛三位^五中將、嫡孫維盛四位^六少將、家門^七ノ繁昌、子孫ノ栄花、類モナク。例ケナシ。凡^モ

一門ノ卿相雲客、諸国ノ受領衛府諸司、¹⁰ 捻テ六十余人ナリ。百官既ニ半ニ過キタリ、世ニハ又人ナシト見エタリ。

¹² 日本ハ是神国也、伊弉諾伊弉册、尊ノ御子孫、国ノ政ヲ助ケ給フ。昔天照大神、邪神ヲ惡ミ給ヒテ、天岩戸ニ籠ラセ給ヒタリシカバ、¹⁴ 天下

悉ク闇ニシテ、¹⁶ 人民悲シミ歎シニ、御弟ノ天兒屋根尊、¹⁸ 八万四千ノ神達ヲ相ヒ語ヒ、岩戸ノ¹⁹ 御前ニシテ様々祈リ申サセ給ヒ、²⁰ 日

神再ビ天下ヲ照シ、²² 人民大ニ悦ケルニ、²³ 天照大神、²⁴ 兒屋根尊ニ仰合テ云ク、「我が子孫ハ此ノ国ノ主トシテ、²⁶ 万人ヲ憐レマン。汝ガ子孫

ハ臣下トシテ国ノ政ヲ助ケヨ」ト、²⁷ 依有御約束、御裳濯河ノ御流、海内ヲ治メ、²⁸ 御座シ、春日、²⁹ 明神ノ御子孫、朝ノ政ヲ輔給ヘリ。サレ

バ撰政関白ノ御末ノ外ハ、³⁰ 輒ク官職ヲ諍フベキニアラズ。

就中天平十二年正月、始テ以テ³¹ 参議兵部卿藤原の豊成卿ニ中衛ノ大将ヲ置カル。宝龜四年、大納言中務の卿藤原の³² 魚丸、初テ兼³³ 近衛ノ大将ヲ

大同二年四月、³⁴ 改³⁵ 近衛府ノ左近府トシ、³⁶ 中衛府ヲ以テ右近府トセシヨリ以来、兄弟左右ニ相ヒ并ブ例、³⁷ 僅ニ³⁸ 四箇度ナリ。

³⁹ 文徳天皇ノ御宇斎衡元年ニ、左ニ忠仁公良房ヘ冬嗣公ニ男、⁴⁰ 西三條右大臣良相公ヘ同五男、⁴¹ 朱雀院御宇天慶八年ニ、左ニ清慎公⁴²

実頼ヘ貞信公ニ男、⁴³ 右ニ九條右大臣師輔公ヘ同二男、⁴⁴ 後朱雀院御宇寛徳二年、左ニ⁴⁵ 太一條関白教通公ヘ御堂ニ男、⁴⁶ 右ニ堀川右大臣頼宗

公ヘ同三男、⁴⁷ 二條院御宇心保元年⁴⁸、左ニ⁴⁹ 中山関白基房公ヘ⁵⁰ 法性寺関白ニ男、⁵¹ 右ニ後法性寺関白兼実公ヘ同三男、⁵² 相ヒ並給ヘリキ。是皆

撰禄ノ臣ノ公達ナリ。⁵³ 凡人ニトリテ無⁵⁴ 先例、⁵⁵ 偏ヘ⁵⁶ 二官位ヲ重シ、⁵⁷ 賢才ヲ選ビシ故ナリ。況ンヤ昔ハ殿上ノ交ヲダニ嫌レシ人ノ子孫ゾカシ。

今ハ禁色雑袍ヲユリ、⁵⁸ 踞職温官ヲ経テ、⁵⁹ 父子丞相。位ニ至リ、⁶⁰ 兄弟將相ノ榮ヲ并タリ。未代トイヘ共、⁶¹ 不思議ナリシ事共ナリ。政道

忽ニ乱レ、⁶² 官途コ、⁶³ 二廢ル、⁶⁴ 歟。是ハ偏ヘ⁶⁵ 二大威徳明王ノ御利生ニヤト覺エタリ。

世ニハ不敵ノ者モ有リケリ。入道ノ宿所六波羅ノ門前ニ、⁶⁶ 札ヲ書キテ立テタリケルハ、

伊予讚岐左右ノ大将カキコメテ欲ノ方ニハ一人ノ人哉

【校異】 1 〈蓬・静〉「ハ」なし。 2 〈近〉「によしは」、〈蓬〉「女子」、〈静〉「女子」。 3 〈蓬〉「ノ」なし。 4 〈蓬〉「ノ」なし。 5 〈近・静〉「の」あり。

6 〈近・静〉「の」あり。 7 〈蓬・静〉「ノ」なし。 8 〈蓬・静〉「光花」。 9 〈近〉「れいもなし」、〈蓬・静〉「例もなし」。 10 〈近〉「そうして」、〈蓬・静〉

「すへて」。 11 〈蓬・静〉「半」。 12 〈蓬〉「日本は」。 13 〈近〉「あまてるおほんかみ」、〈蓬〉「天照太神」。 14 〈近〉「あめかした」、〈蓬〉「天下」。 15 〈近〉

「くらうして」。 16 〈蓬〉「人民」。 17 〈蓬・静〉「かなしひ」。 18 〈近〉「やをよろつの」、〈蓬〉「やよ諸の」、〈静〉「やよ諸の」。 なお、〈静〉は、「八万四千」

と傍記。 19 〈蓬〉「御前にして」。 20 〈近〉「にちしん」、〈蓬〉「日本」。 21 〈近〉「天下を」。 22 〈蓬〉「人民」。 23 〈近〉「あまてるおほんかみ」、〈蓬〉

「天照太神」。 24 〈近〉「こやねのみこに」。 25 〈近〉「ぬしとして」、〈蓬〉「主として」、〈静〉「主として」。 26 〈蓬〉「万民を」、〈静〉「万民を」。 27 〈近〉

「あるによて」、〈蓬〉「ありしによつて」、〈静〉「有しによつて」。 28 〈近〉「おはしまし」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。 29 〈近・蓬〉「の」あり。

30 〈近〉「てんひやう十二ねん」、〈蓬〉「天平十二年」。 31 〈近〉「うをまろ」、〈蓬〉「魚鷹」。 32 〈近〉「かぬ」、〈蓬〉「兼す」、〈静〉「兼す」。 33 〈近〉「こ

んをあらため、「蓬」近衛府をあらためて、「静」近衛府をあらためて。34〈近〉「にし」。35〈蓬〉「中衛府を」。36〈近〉「もて」、〈蓬・静〉「もつて」。37〈近〉「四かとなり」。38〈静〉「文徳天皇の」。39〈近〉は、「良相公」までを欠く、脱落だろう、〈蓬〉冬嗣公、〈静〉冬嗣公。40〈蓬・静〉「右に」あり。〈蓬〉「西三條」。41〈近〉「ていしん公おなし一なんき五男」(「ていしん公おなし」で行替)。但し、〈近〉は、39に記すように、「良相公」までを欠くため、この割注は、「良房」の注として記す。しかし、その注は解しがたい。あるいは、この割注は、「ていしん公一なん」おなしき五男」と訓み解き、上の注は、良房の注、下の注は、良相の注が紛れ込んだものと見るべきか。42〈近〉「しゆしやくるんのきよう」、〈蓬〉「朱雀院御宇」。43〈近〉「てんきやう八年に」、〈蓬〉「天慶八年に」。44〈蓬〉「家頼」。45〈近〉「九てうの」。46〈近〉「こしゆしやくるんの」、〈蓬〉「後朱雀院」。47〈近〉「右に」。48〈近〉「第二てうの」。49〈近〉「みたうの」。50〈近〉「ほり川の」。51〈近〉「おなしき」。52〈近〉「二てうのあんの」。53〈蓬・静〉「に」あり。54〈近〉「なかやまの」。55〈近〉「ほうしやう寺のくわんはくの二男」。56〈近〉「のちの法性寺の」、〈蓬〉「後法性寺」。57〈近〉「ほんにんに」、〈蓬〉「凡人に」、〈静〉「凡人に」。58〈近〉「おもくし」、〈蓬・静〉「をもんし」。59〈近〉「さうせうの」、〈蓬〉「丞相の」、〈静〉「丞相の」。60〈近〉「しやうさうの」、〈蓬〉「将相の」、〈静〉「将相の」。61〈近〉「さかへを」、〈蓬・静〉「栄を」。62〈近〉「門の前に」、〈蓬〉「門前に」。

【注解】○子孫ノ繁昌ハ、龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速也　ここでこの表現を用いるのは〈盛〉のみ。〈鬪〉は、鱸説話の後に、「次」年正三位。其後、望、從、竜、登、雲、猶、早。官位捧録超九代孫(卷一上―二三オ)と、A清盛の昇進の速さを記す場面に用い、〈延〉は、〈鬪〉に見たA型を「清盛繁昌之事」の冒頭に「恩賞是重カルベシトテ、次年正三位ニ叙ス。是ヲダニモユ、シキ事ニ思シニ、其後昇進龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速カナリ」(二三オ)と記し(〈長〉も同)、その後の鱸説話では、「子孫ノ昇進ハ龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速カナリ」(二四ウ)と、B子孫の昇進の速さを記す場面に用いる。鱸説話を欠く〈盛〉は(同人捕化鳥)の注解「サレバ清盛安守ト申シ、時、…」参照)、B型の当該句を、子孫の繁栄を記すこの場面に、転用したのだろう。○長男重盛内大臣ノ左大将、… 本文に記されている官位に就いた時期を確認してみると、重盛は安元三年(一一七七)正月に任左大将、三月に任内大臣で左大将も兼任した。六月には左大将を辞している。宗

盛は同年正月に、権中納言のまま右大将を兼任している。知盛は仁安三年(一一六八)三月に任左中将、安元三年正月に叙従三位で左中将は元のままであった。維盛は嘉心二年(一一七〇)十二月に任右近権少将、承安三年(一一七三)三月に叙従四位下で少将は元のままであった。ところで、重盛は治承二年(一一七八)に内大臣を辞退し、翌年死去、宗盛は治承二年に大納言、後に内大臣となり、知盛・維盛もそれぞれ後に従二位権中納言(寿永元年)・従三位右中将(養和元年)にまで昇進しているように、ここに記される四人の官位は、昇進の途中の一時期のものである(以上〈補任〉による)。そしてその時期は、安元三年の一月から六月に限られるものであることが分かる。この後強調されるように、この期間は重盛・宗盛兄弟が左右大将に並んだ時期であった(〈集成〉上―三九頁)。美濃部重克は、安元三年のこの時期に、焦点を合わせて記すのは、安元三年つまり治承元年は、『平家物語』が、本格的に治承・寿永・元暦の年代記として記す最初の年に

あたり、この年こそ、後白河院と清盛との対立を決定的なものにした最初の事件として記す鹿谷事件が起きた年であるからとする。その事件の直接の契機をなしたのが、安元三年正月の除目で決定した重盛と宗盛の左右大将の任官記事であった（五五頁）。なお、〈盛〉は、〈四・鬮・延・長・南・屋〉が記す「四男重衡藏人頭」を欠くが、安元三年の時点では、重衡は、正四位下中宮亮で、公卿ではなかったためか。公卿となったのは、養和元年。但し、安元三年の時点で公卿になっていない維盛を諸本が記すのは、維盛が平家嫡々の血統であると主張する系譜意識のためか（美濃部重克五一頁）。また、〈四・鬮・延・長〉の記す清盛の「舎弟頼盛止二位大納言、同教盛中納言」を〈盛〉が欠くのは、清盛の子と孫の昇進をのみ記すためか。○凡一門ノ卿相雲客、諸国ノ受領衛府諸司、捨テ六十余人ナリ。〈盛〉は、公卿、殿上人の人数を記さないが、諸本は、平家一門の公卿、殿上人、受領等の人数を順に掲げる。〈延〉「一門公卿十余人、殿上人三十余人、諸国受領諸衛府妻要所司都合八十余人」（二七ウ）。但し、公卿の数「十余人」を、〈南・屋・覚〉は「十六人」とし、受領等の総数「八十余人」を、〈四・鬮・南・屋・覚〉は、「六十余人」とする。なお、安元三年までに公卿になったのは十人（清盛・重盛・親範・頼盛・時忠・宗盛・教盛・経盛・信範・知盛）、以降寿永二年までに公卿になったのは以下の六人。清宗（治承四年）・重衡（治承五年）・維盛（養和二年）・親宗・通盛・資盛（寿永二年）。〈南・屋・覚〉の「十六人」は、これらの人物を指そう。○百官既二半ニ過タリ。〈盛〉の独自異文。百官は本来数多い官の総称で、実数というわけではないが、〈盛〉ではこれを実数と解して、「六十余人」をもって「半ニ過タリ」とするか。

○日本ハ是神国也、伊弉諾伊弉册尊ノ御子孫、…以下、「サレバ撰政関白ノ御末ノ外ハ、輒ク官職ヲ諍フベキニアラス」まで〈盛〉の独自異文。まず、天照大神が天岩戸に隠れたこと、次いで、天照大神と天兒屋根尊のいわゆる二神約諾神話を記す。二神約諾神話とは、かつて天照大神の子孫が国王、天兒屋根尊の子孫がその臣下となることを誓ったというもので、藤原氏と皇室との関係を神話に求めるものである。〈盛〉は二神約諾神話を引くことで、従来藤原氏によって官職の多くが占められ、政が行われてきたことを説明し、今回の平家の官職独占が異例であることを説いている。なお、日本を「神国」とする表現は、『日本書紀』「神功皇后撰政前紀」における用例「吾聞、東有神国」。謂「日本」(旧大系。上一三三九頁)が初出。以後『三代実録』貞觀十一年十二月十四日条「日本朝所謂神明之国也利奈」(国史大系、二五五頁)などがみられる。中世には古代律令制が解体する中、天皇の正統性を保証するべく「神国思想」が広まり、神話を再構築した所謂「中世日本紀」が創り出された。ここで説かれる神話もその中に位置付けられる。○昔天照大神、邪神ヲ惡ミ給テ、天岩戸ニ籠ラセ給タリシカバ：『日本書紀』では、天照大神は弟素戔嗚尊の乱暴に立腹して天岩戸に籠もる。したがってここでの「邪神」とは素戔嗚尊を指すとも思われるが、素戔嗚尊を「邪神」と称する例は未見。但し、中世には、例えば以下の「古今集注」に見るように、素戔嗚尊が国を奪おうと天照大神に対して挙兵したとする言説が見られる。「素戔嗚尊ワレ国ヲトラムトテ軍ヲ起テ一千ノ悪神ヲ大和国宇多野ニ城ヲカマヘテ」(『毘沙門堂本 古今集注』八木書店一九九八・10、一〇頁)、「尊、常ニ軍ヲ起シテ日神ヲ奉_レ打ス」(『古今和歌集序聞書三流抄』中

世古今集注釈書解題』赤尾照文堂一九八一・4、2―2四五頁)、「日神とそさのをの尊と、日本のあるじとならんことをあそひて、軍をおこしたまふに、日神、あまの岩戸を引たて、こもり給程に」(古今和歌集頓阿序注)『中世古今集注釈書解題』2―301頁)。しかし、その一方で、同じく「古今和歌集序聞書三流抄」に例を取れば、天照大神と争う素戔嗚尊に加担した悪神達がいた。「天照太神国土ヲ司リ給ヒシ時、素戔嗚尊、悪神魔太羅神及一千ノ悪神ヲ語ラヒテ、大和国宇多野ニ城廓ヲ構ヘテ八箇ノ劔ヲ一千掘立テ、軍ヲ発シ玉フ」(二三五頁)、「天照大神、素戔嗚尊ニ追出サレテ天ノ岩戸ニ籠リ玉ヒシ時、：ヲネミ、タデカラオヲ大將トシテ、彼ノ尊ヲ奉_レ打事ヲ日神ニ申ス。日神宣ク、多クノ神ヲ亡サン事不便也。吾レ行テ素戔嗚尊ヲ追出サントテ、一人座テ、立並タル八箇ノ劔ヲ一足ニケ破リ玉フ。此時一千ノ悪神達恐レテ皆逃去ル」(二四二頁)、「ソサノヲノ尊、出雲ニ住玉フテ後、天照大神ヲ打奉ラントテ悪神ヲ語フテ：」(二四三―二四四頁)。さらに、これ以外の例を見ても、『古社記』「于時素戔嗚尊鹿嶋邪神_ト一心、悪政越昔、大神欲閉磐戸」(神道大系「春日」四頁)のように、素戔嗚尊が鹿嶋の邪神と共に悪政を行ったり、『天照太神御天降記』「大日靈貴、高天原宮申宮御座。其時、御兄弟_リ無止神達、諸悪神_ト御座。：其中ニ、素戔嗚命申、第一「悪神_ト、重罪賜」(真福寺善本叢刊『中世日本紀』一六四―一六八頁)のように、天照大神の兄弟の悪神達が乱暴をするという解釈もあったようである。ここでの「邪神」も具体的に素戔嗚尊を指しているとは限らない。また次項のように、混乱があった可能性もある。○御弟ノ天兒屋根尊八万四千ノ神達ヲ相語ヒ 天兒屋根尊を天照大神の弟とする例は未詳。あるいは

は前項の素戔嗚尊との混乱があるか。『日本書紀』神代上第七段のこれに該当する箇所では、「于時、八十万神、会於天安河辺、計其可_レ禱之方」(旧大系、上―二三頁)とあり、協議を主導する神として天兒屋根尊の名は特別に挙げられず、「八十万」の神が会合したとする。ただしこの後の、天照大神を岩戸より誘い出す場面では、天兒屋根尊を始めとする神々が活躍する。八万四千の神々が参集する例は、『神祇秘抄』「此岩屋、八万四千諸神来集、依衆生事業、計善悪吉凶、御在所云々」(真福寺善本叢刊『中世日本紀』九三頁)、『日本紀三輪流』「日輪ノ宮殿、在_ニ八万四千ノ善神。守護光沢。其善神各具_ニ八万四千ノ夜叉大將。以_テ為_ニ侍者」。其夜叉各以_ニ八万四千ノ光鬼神、即為眷属」(同前三七頁)などがある。「八万四千」は、『法華経』薬王品「火滅已後、収_レ取舍利。作_ニ八万四千宝瓶、以起_ニ八万四千塔、高三世界」など、仏教では多数を示すのに頻用される数である。(盛)でも巻七、近江石塔寺「僧答_テ曰、昔仏生国ノ阿育王、八万四千基ノ塔ヲ造、十方へ抛給タリシガ」(一―四七二頁)などと見られる。○天照大神、兒屋根尊ニ仰合テ云ク：一神約諾神話は、『日本書紀』神代下「是時、天照大神、：復勅天兒屋命・太玉命、惟爾二神、亦同侍殿内、善為_ニ防護」(旧大系、上―一五三頁)などをその根拠とし、これをもとに、天兒屋根尊の子孫が臣家として、王たる天照大神の子孫を補佐する旨を約諾したとするものである。上島享①②によれば、二神約諾神話が最初に現れるのは長暦四年(一〇四〇)六月三日付官宣旨(『平安遺文』五八二号)に引用された、伊勢祭主大中臣永輔の奏状であるという。また、十一世紀末になると、藤原氏の氏寺である興福寺においても、この二神約諾神話が語られる

ようになったという（『扶桑略記』寛治七年（一〇九三）八月二十二日興福寺僧綱大法師等奏状）。「中臣永輔奏状」では、永輔は、神主荒木田・度会両氏に対抗して、自らの正当性を主張すべく、「大中臣胤祖天兒屋根尊、是皇太神宮輔佐第一神也、始自三宮御宇之往昔、在于天降御坐之当初、統撰□□□□以撫□□神矣、依彼旧跡之故、大中臣氏人為祭主、宮司隨其次第、与奪神宮一事以上也」と、中臣氏の祖天兒屋根尊は大神の輔佐神であると、後に中臣・藤原両氏に分かれてからは、「両姓相分之後、藤原翼輔人間之王室、中臣執行神事之衆務」であるとしている。ただしこの奏状や、『扶桑略記』の興福寺の奏状にしても、中臣氏や興福寺が自らの正当性を主張するために、天照大神の勅により天兒屋根尊が王権を補佐していることを説くだけであり、〈盛〉に見られるような、説話的内容までも伴っているものではない。〈盛〉のように、天照大神が天兒屋根尊と約諾する様子を描き出すものは、鎌倉期の資料にしばしば見られる。『愚管抄』「天照大神、アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍ニ殿内ニ能為ニ防護」ト御一諾ヲハリニシカバ、臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期イタリテ」（旧大系一四〇頁）、『長谷寺縁起文』「第八天ノ魔王、欲犯ニ我朝時、天照太神居ニ法性宮ニ見ル事。大悲之余、春日大明神、契テ曰ハク、与汝共ニ降ニ日域ニ、我ハ成リ国主ヲ汝ニ為シ臣家ト、益ニ彼土衆生ニ。訓其恵ニ、忝フニ神交ニ此土塵ニ。其二神之孫ニ而両家治ス此国」(横田隆志の翻刻による。『三國伝記』卷一—一五もほぼ同様)などである。『愚管抄』の天照大神の言葉は、『日本書紀』の前掲本文の一節をそのままに引くものである。それに対して『長谷寺縁起文』では、天照大神の言葉が約諾の内容を極めて具体的に語るようになっていいる。〈盛〉

の約諾神話も同様である。また、〈盛〉と同様に、天岩戸神話に続けて約諾神話を語るものとして、『撰集抄』巻九が挙げられる。「昔、天照大神の天岩戸を閉て籠らせおはしまして、世中とこやみに侍し時、よろづの神たち、歎かせおはしまして、庭火をたき、神楽を奏し給へりしに、目出させおはし給て、岩戸を開かせ給しかば、天下忽にあきらかに成て、今にたえ侍らず。その時、天照大神の御誓に云く、「我孫をもては、天下のあるじとせん。汝が孫をもては、天下の政を執務せしめよ」と、天小屋根の尊に、仰られし時、御請たしかなりき。その御契、いまにたえせずおはし侍る。」（『撰集抄全注釈』下—五二三頁）。構成も、天照大神の言葉も〈盛〉に近い。他に例えば『帝王編年紀』神護景雲二年条にも天岩戸神話・二神約諾神話が引かれるが、そこでは天兒屋根尊と太玉命が併記されるのに対して、〈盛〉は一貫して天兒屋根尊の活躍を中心に描いていることが特徴と言える。このように天岩戸神話に続けて約諾神話を語るのには、『日本書紀』神代上第七段の天岩戸神話で、「亦以手力雄神一、立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇真坂樹」（旧大系、上—一三頁）のように天兒屋根尊を始めとする神々の活躍が描かれていることをもとに、構成されたと考えられる。とりわけ一書第三においては、「至於日神閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命、而使祈焉」（旧大系、上—一七頁）と、天兒屋根尊の祈禱により天岩戸が開いたと記されている。中世においては、特に春日社で、天岩戸神話において天兒屋根尊が中心的役割を担ったことが強調されるようになり、『古社記』「開磐戸給シハ天兒屋根尊」（神道大系「春日」五頁）、『春日社私記』「むかし日神（天照大神）

天石窟にこもりまして六合常闇なりしかバ、天児屋根命祈禱申されしに、日神ひそかに磐戸をひらきてみそなはせたまひし時」(同六五頁)などと記される。『春日権現験記』巻一にも、「天岩戸を、しひらきては、六合のとこやみをてらして、万民のうれへをやすめ給」(『春日権現験記繪注解』和泉書院一八頁)と、春日大明神(天児屋根尊)が天岩戸を開けたことが記されている。〈盛〉の天岩戸神話・二神約諾神話も、このような中世に再構成された神話に基づくものである。

○御裳濯河ノ御流 「御裳濯河ノ御流」は天照大神の子孫、即ち皇統を指す。『保元物語』「但我君は是天孫の御末を受まし〜て、御裳濯河のながれし忝まし〜て」(旧大系九七頁)、『春日権現験記』巻一「すなはち天照大神・児屋根尊合体御契ふかくして、伊勢大神宮もおなじく第四殿にあとをたれたまふ。これによりて、御裳濯河の流、千秋のかけをうかべて九五の位おだやかに」(『春日権現験記繪注解』一八頁)。

○春日明神ノ御子孫 春日大社第三殿の祭神天児屋根尊の子孫、即ち藤原氏を指す。○天平十二年正月、始テ以参議兵部卿藤原豊成卿中衛ノ大将ヲ置ル：以下、「中衛府ヲ以テ右近府トセシヨリ以来」まで大将設置の経緯を記す。諸本、〈四・延・覚〉は、「奈良御門御時、神龜五年〈戊辰〉中衛大将ヲ被始置」タリシガ、大同四年中衛ヲ改テ、近衛大将ヲ被定置以降」(〈延〉 1—二七ウ)と簡略に記す。また、〈長〉は、「神龜五年〈戊辰〉、朝家に中衛大将を定られてよりこのかた」(1—四五頁)と大同四年記事を省き、〈闘・南〉は、〈闘〉「神龜五年〈戊辰〉自始置近衛大将以來」(一—一オ)のように、神龜五年に近衛大将が置かれたと誤って記す。史実としては、神龜五年(七二八)七月にはじめて中衛府が置かれ(『続日本紀』は八月とする)、天平神護元

年(七六五)二月に近衛府が置かれ、さらに大同二年(八〇七)四月に近衛府を改め左近衛府とし、中衛府を改め右近衛府とした(『類聚三代格』による)。したがって、〈四・延・覚〉が、「中衛ヲ改テ近衛」としたのが大同四年とするのは誤りであり、その記述も正確であるのに対して、〈盛〉が大同二年四月に、「改近衛府」左近府トシ、中衛府ヲ以テ右近府」としたとする記述は正確である。さらに〈盛〉は、神龜五年の中衛府設置を記さずに、左右近衛大将の元となった中衛大将と近衛大将に、藤原氏が任じられた例を挙げるという独自の記述をしている。ところで、〈屋〉もこの部分の記述は詳しく、「昔奈良御門ノ御時、天平二年庚午ノ歲、朝家ニ大将ヲ被レ置レ始。参議兵部卿藤原房前以テ中衛ノ大将トス。称徳天皇天平神護元年乙巳ノ歲、非参議從三位藤原藏下丸以テ近衛ノ大将トス。中衛近衛有シテ平城天皇大同二年丁亥ノ歲四月廿二日、近衛ヲ改テ左近府トシ、中衛ヲ改テ右近府トス」(二〇頁)としている。〈盛〉と同様の記述態度であるが、中衛大将・近衛大将として挙げる例が異なる。以上の、中衛大将・近衛大将任官の経緯をまとめると次のようになる。

神龜 五(七二八) 中衛府設置
 天平 二(七三〇) 房前、中衛大将〈屋〉
 天平 一二(七四〇) 豊成、中衛大将〈盛〉
 天平神護一(七六五) 近衛府設置
 同年 藏下丸、近衛大将〈屋〉
 宝龜 四(七七三) 魚丸、近衛大将〈盛〉
 大同 二(八〇七) 左右近衛府設置

中衛府新設時の最初の大将は、藤原房前であったと考えられている

（笹山晴生九一頁）。また『続日本紀』によれば、天平神護元年二月三日に近衛府が新設され、八日に蔵下麻呂が近衛大将に任じられているので、蔵下麻呂も初代大将と考えてよいだろう。したがって、〈屋〉はここで、中衛大将、近衛大将それぞれの初例を挙げていることが分かる。それに対して、豊成・魚丸はそれぞれの二代目の大将であると考えられ（笹山晴生一〇一頁）、〈盛〉は何を根拠に、これらの名前を挙げているのか不明である。○兄弟左右二相并ぶ例、僅二四箇度ナリ 重盛・宗盛以前に、兄弟が左右大将に並んだ例は、正しくは四例。①齊衡元年（良房・良相）、②天慶八年（実頼・師輔）、③寛徳二年（教通・頼宗）、④永暦元年（基房・兼美）の四例。〈四・盛〉は、「四箇度」として、①〜④。〈鬪〉は、「三箇度」として、①②④。〈延〉は、「三箇度」として、〈長〉は、「五か度」として、①〜④の他、初めに大同四年の藤原内麻呂と坂上田村丸の五例を挙げるが、大同四年の例は、〈四・南・屋〉が記すように、左右近衛大将の最初の就任例であって、兄弟の事例ではない。また、〈延・長〉に、この後「上代ハカウコソ、近衛大将ヲバ惜ヲハシマシテ、一ノ人ノ君達バカリナリ給シカ」（〈延〉二八ウ）と、「上代」の例とすることからすれば、①②③の三箇度の事例を引くのが本来の形で、大同四年の例と④は、追記などによる可能性がある（〈延全注釈〉巻一一七二頁）。なお、〈延・長〉が③で左を頼通とするのは誤り。〈南・屋・覚〉は、「三四ヶ度」（〈屋〉）として、①〜④を引く。○文徳天皇ノ御宇齊衡元年ニ… 底本には、「西三條右大臣」の前に、「右ニ」が脱落している（校異40参照）。文徳天皇の御宇、閑院左大臣冬嗣（天長二年〔八二五〕任左大臣。嘉祥三年〔八五〇〕文徳天皇即位の折贈太政大臣）の子息

の、次男摂政太政大臣良房（白河殿、染殿。諡忠仁公）は、仁寿四年（十一月二十九日改齊衡元年）八月二十八日に左大将（時に右大臣）、冬嗣の五男右大臣良相（西三条大臣）は、仁寿四年九月二十三日に右大将（時に権大納言）に任じられ、兄弟の左右大将が実現した（〈補任〉等）。以下、兄弟の左右大将の四例が挙げられるが、文徳のみ「天皇」と表記され、朱雀以降の天皇が「院」と表記されている。天皇の追号にその院号をつける最初は宇多天皇であった（陽成は即位は宇多以前ではあるが、死亡は宇多より後であるため陽成院と称する）。醍醐は讓位直後、村上は讓位せずに亡くなっているために、院号ではなく山陵にちなむ追号となっている。この後、冷泉以降は讓位の有無に限らず某院と称することになった（安徳と後醍醐は例外）。それゆえ、この条でも宇多以前の文徳のみ「院」ではなく「天皇」と表記されている（『帝室制度史』第六卷第一編「天皇」第四章「称号」）。古記録類の実際の記述、たとえば『中右記』を見ると、宇多以前で「院」と表記されるのは「陽成院」（永久二年十二月十三日条）のみであり、光孝までは「文徳天皇」（嘉承二年十月三十日条）のように、すべて「天皇」号で表記されている。また、「宇多院」（康和五年正月十七日条）以降においては、「朱雀院」（寛治六年三月三日条）のように「院」号で表記されている。ただし、例外として、醍醐は「醍醐天皇」（大治五年二月二十一日）や「延喜御時」（康和五年二月四日）など、村上は「村上天皇」（大治二年五月三十日）や「天曆御時」（寛治六年三月七日）などと表記され「院」号は用いられていない。また、説話集や往生伝などには、『十訓抄』四ノ十八「一條天皇の御時、四納言と聞えし人々」（新編全集一七七頁）、『後拾遺往生伝』上五「堀河天皇中

宮篤子者、後三條院之四女也」(思想大系六四六頁)などのように表記が混在する場合もある。○朱雀院御宇天慶八年二：朱雀天皇の御宇、関白太政大臣忠平(小一条太政大臣。諡貞信公)の嫡男撰政太政大臣実頼(小野宮。諡清慎公)は、天慶八年十一月二十五日に左大将(時に右大臣)、次男右大臣師輔(九条右大臣)は、兄と同日に右大将(時に大納言)に任じられ、兄弟の左右大將が実現した(〔補任〕等)。○後朱雀院御宇寛徳二年：〔闘〕は、当該記事を欠く。〔盛〕「後朱雀院御宇」、〔延・長〕「冷泉院御宇」は、〔四・南・屋・覚〕「後冷泉院御宇」の誤り。後朱雀天皇は、寛徳二年(一〇四五)一月十六日に後冷泉天皇に譲位しており、教通・頼宗が左右大將に並んだ同年十一月は、後冷泉天皇の御宇。御堂関白道長の三男関白教通(大二条殿、大二条関白)は、寛仁元年に左大将(時に権中納言)、次男右大将頼宗(堀河右大臣)は、寛徳二年十一月二十三日に右大将(時に権大納言)となり、ここに兄弟の左右大將が実現した(〔補任〕等)。

○二條院御宇応保元年：二条天皇の御宇、関白忠通(法性寺関白)の嫡男基房(松殿、中山、菩提院)は、永暦元年八月十四日に左大将(時に内大臣)、三男関白兼実(月輪殿、後法性寺殿)は、永暦二年八月十九日に右大将(時に権大納言)となり、ここに兄弟の左右大將が実現した(〔補任〕等)。なお、応保元年の改元は、九月四日であり、ここは、正確には「永暦二年」が正しい。○況昔ハ殿上ノ交ヲダニ嫌レシ人ノ子孫ゾカシ「昔ハ殿上ノ交ヲダニ嫌レシ人」とは忠盛のこと。殿上闇討事件などを指して言う。「忠雅播磨米」の忠盛の子息を挙げたところでは、「以上七人、皆諸衛佐ヲ経テ、殿上ノ交リ、人、更ニ嫌ニ及ズ」としていた。ここでは、その忠盛の子清盛、孫重盛が

太政大臣・内大臣にまで昇り、さらに重盛・宗盛が左右大將に並んだことを言う。左右大將の前例を挙げた上で、平家の兄弟の左右大將着任が如何に異例であったかを記す。「大將は大臣に次ぐ地位と評価され」ていたが、「大將に任じられる家系は限定されていた」(元木泰雄①一〇五頁)。「多くは撰関家の子弟に占められており、そのほかには村上源氏、後三条源氏の源有仁、関院流など、王家の親族・外戚などから任じられてきたに過ぎない」。重盛の「大將就任によって大臣も確実となり、重盛は清盛の築いた家格を継承することになった」。「ここに、一門の喜悅の原因があると考えられる」。○今ハ禁色雜袍ヲユリ、顯職温官ヲ経テ、父子丞相位ニ至リ、兄弟將相ノ榮ヲ并タリ「顯職温官ヲ経テ、父子丞相位ニ至リ、兄弟將相ノ榮ヲ并タリ」は、〔盛〕の独自表現。他本では、この部分、〔延〕「禁色雜袍ヲユリテ綾羅錦繡ヲ身ニ纏ヒ、大臣ノ大將ニ成上テ」(二八ウ)とある。「温官」は、「俸給外の収入や利益が多い官職。役得のある官職。温職」(〔日国大〕)。単に高位高官という名譽を欲しのままにしたというに留まらず、それが実質的な利権を伴っていたことを強調した表現だろう。「大臣ノ大將ニ成上テ」とは、重盛が内大臣と左大將を兼任していることを意味しているのに対し、〔盛〕は清盛・重盛と父子が続いて丞相(大臣)の地位に就いたこと、すなわち大臣家としての家格を得たことと、重盛・宗盛が左右の大將を独占し大臣を兼ねたことを分けて記していることになる。『將相』は、將軍と宰相の意。○末代トイヘ共、不思議ナリシ事共ナリ 平家物語においては「此比ノ叙位、除目ハ平家ノ心ノマ、ニテ、公家、院中ノ御計マデモ無シ」(〔延〕卷一―六三ウ)と、人事における平家の専横の象徴とも言うべき出来事がこの兄弟の

大将並立である。しかし、前任の左大将藤原師長の辞表提出の使いが、師長家・近衛府のどちらでもなく、院より派遣されていること（安元三年正月二十五日条）、右大将宗盛拝賀の際の藏人五位六人が院の催しによって遣わされたこと（安元三年二月三日条）など、これに関わる『玉葉』の記述によれば、このときの人事は明らかに後白河上皇の意図によってなされている。承安四年の重盛の右大将任命の際の「禅門之心有于重盛」（七月九日条）というような、有形無形の圧力は考慮に入れた上でも、「平家ノ心ノマ、」の人事とは言えず、安元三年段階の人事権の中心は後白河にあったものと考えられ、本来「末代トイヘ共不思議」とされるべきは後白河の意図である（曾我良成）。

○政道忽ニ乱レ、官途コ、ニ虜ル、歟 前の表現を受けた〈盛〉の独自本文。天照大神と天児屋根命との契約関係ゆえに、「摂政関白ノ御末ノ外ハ、輒ク官職ヲ諍フベキニアラ」ざるにも関わらず、「昔ハ殿上ノ交ヲダニ嫌レシ人」の子孫が、この関係に割って入り、摂関家に並ぶ家格を獲得したことを、政道の乱れとして強く批判していると読める。榊原千鶴は、〈盛〉には、「歴史を織りなす事件を記すにあたって、それを政道にかかわらせ」る傾向があり、さらにその出来事が、「天皇や上皇といった為政者のありかたどどのように結び付くかに」（四五頁）まで言い及ぶことがあることを指摘し、そうした傾向に、〈盛〉の鑑戒性を見る。○是ハ偏ニ大威徳明王ノ御利生ニヤト覺タリ 〈盛〉の独自異文。「清盛大威徳法」で見たとように、清盛が幼少年期に大威徳天法を修した記事を引くのは〈盛〉のみであった。さらに〈盛〉は、「同人捕化鳥」では、「威勢ハ大威徳天、福分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也」としていた。また、同章段の注解「サレバ清盛安芸

守ト申シ、時、…」項でも述べたように、〈盛〉は、平家の繁栄を清盛の大威徳天法修法の利生として構成していることが特色である。

○伊予讃岐左右ノ大将カキコメテ欲ノ方ニハ一ノ人哉 〈延・長〉同。但し、〈延・長〉は左右大将の例として、基房・兼実の例を挙げた後に、「其時ノ落書歟トヨ」（〈延〉二八〇）としてこの歌を挙げているため、基房・兼実が左右大将であった時に詠まれた歌であるかのようにも理解できそうだが、この歌の意は、伊予・讃岐守ばかりか、左右の大将まで手に入れて、強欲の点ではもう一人（摂関家）と変わりがないよの意で有ろうから（〈欲ノ方ニモ〉）とない点に注意、この歌は、やはり、重盛と宗盛の左右大将任官を指すと解して良からう。しかし、〈延全注釈〉が指摘するように、兄弟の大将が問題となる治承元年当時に、平家関係者の伊予守・讃岐守在任は確認できない。故に、この歌を、兄弟大将と同時に伊予讃岐の独占を詠んだ歌と解した場合、実情を反映していないということになる（巻一―一七二頁）。ここは、伊予守に、重盛が、平治元年から応保元年にかけて在任し、清盛が長寛二年から永万元年にかけて知行国主であり、讃岐守には、時忠の息時実が、嘉応二年から承安四年にかけて在任していることから（以上、『日本史総覧Ⅱ』所収「国司一覽」による）、この歌の意は、平家はこれまで伊予守や讃岐守を手に入れてきたが、この度は…の意と解して良いのではなからうか。では、なぜ伊予守や讃岐守が特筆されるのであるうか。伊予は、院政期において播磨とともに四位上臈の任国として、受領の最上位に位置づけられていた（元木泰雄②）。また、讃岐も、平安後期を通して、一級に評価の高い七箇国の内の一つであった（土田直鎮）。他の六箇国は、近江・播磨・美作・備前・備中・伊予だが、

この内、保元元年から治承元年までの間に、平家関係者の受領在任が確認できるのは、播磨（清盛が、保元元年から保元三年にかけて在任）

と美作（宗盛が、長寛元年から仁安二年にかけて在任、清盛が、仁安元年にかけて知行国主、時忠の息時家が、嘉心元年に在任）。ただし、

【引用研究文献】

* 上島亨① 「藤原道長と院政―宗教と政治―」『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館二〇〇一・8

* 上島亨② 「中世長谷寺史の再構築」『国文論叢三三六、二〇〇六・7』

* 榊原千鶴 「『源平盛衰記』の一性格―「政道」をめぐる―」（日本文学、一九九一・1。『平家物語 創造と享受』三弥井書店一九九八・10再録。引用は著書による）

* 笹山晴生 『日本古代衛府制度の研究』（東京大学出版会一九八四・4）

* 曾我良成 「安元三年の近衛大将人事―『平家物語』と古記録のはざま―」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）三三―一、一九九五・7）

* 土田直鎮 「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」（栃木県史研究二、一九七二・11。『奈良平安時代史研究』吉川弘文館一九九二・11再録）

* 美濃部重克 『平家物語 序章考』（南山国文論集一〇、一九八六・3）

* 元木泰雄① 『平清盛の闘い』（角川書店二〇〇一・2）

美作では初句が字余りとなり、播磨は清盛が在任した国であって、こ

こでは子や縁者の繁栄を詠んでいることから、伊予・讃岐の取り合わせが選択されたのだろうか。